MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 6. June 1911. VOL. XXIV. 明治廿一年五月創刊

監括協會雖

明 治 四 四 丰

悉 四 拾 貳 第 號 六 第

沅 該 會 將 獄 監

第貳拾四卷第六號目次

〇熊本縣出獄人保護規程	○慰賜財願濟生會の趣旨書及定嫰要(四二頁)	○明治四十四年末日現在在監受刑者ノ利期監獄別○明治四十四年末日現在入員監獄別表	○統 計	〇犯罪者の體格に就て(四)金 澤…石 崎 貸 樂 生	○監獄衛生(一六頁)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	○情顯事項より得たる感想	
○叙任及辭合(八九貞	○本會記事····································	一个	〇札幌監獄宗谷出張所の火災	〇山杉の大火と北海道及華太の大火吉 瀬 安 傍	○雑 録	事會の内務大臣に對して貸したる	○翻 譯	

監 獄 物會雜誌 真 拾 四 巻第六號

情願事項より得たる感想

さること是れなり して邪推多きこと(四)虚名を衒ふこと(五)監獄當事者の意思硫通せす監獄官吏の處置 7性質を誤解せること(二)事實を捏造し若くは事實を曲庇し又は誇大に構造すること(三)猜疑心深く の調査に成れ へく従て渠等の情願とせる干種萬様の事實に對 端を窺ひ知りたる結果として監獄統轄の現狀如何を推測することを得たり、 て其裁決 たるか如 の情願とせる内容を聞きて在監者の間に蟠崛せる思想の一端を知ることを得たり而して其思想の 明を認 0 るものを掲げ 煩に堪へさら 願なる文字の監獄法 めたるか如 名を情願 たるを以て讀者は其大要を會得すると く又大旱に雲霓を迎へたるか如く恰も 其情願なる題下に臘列する事項 り不逞の言辭を弄する者 つて发に論 か裁決の手續なるも 評を更に 共に何等かの威與を惹起 の如何なるものなるやは するの要なし 法規を以て爭訟の機會を附興せら 即ち(一)情願なるもの として絶へす當局者を と雖も吾人は渠等在 の精神を周知せ 曾て主務省 たるなる

監獄官吏の處置に對し情苦を訴ふることを得るは監獄法に於て創造せられたるに非す して舊監獄則

(-)

す

3

3

0)

改 30 續 願 3 と謂 良せら 哀願 せら 13 に依 願 誤 畢竟 民 又 解 情 せる書 n は 9 12 法 2 3 規以 其是 ~ L 12 建 n て不服あ か りと信 議 者 + tz ある 外 非 3 6 0 起 0 如 訴 2 1= 曲 す きも 聖 認 す 又 沙 直 る現在 なる 知 13 2 3 20 3 9 故 む を得 るも 0 3 L. 同 T 判 1 2 不決 へく 訴 情 -の若 誤 若 3 願 0) す 利 す 又或 處 くは 13 だ へきも 0 解 盆 13 在 せる 3 1 置を將來 權 0) 訴 監 者 利 理 處 \$ 13 3 現在 多 遇 者 者 は 願 は 0) 0 すら 執 は 0 自 な 智 13 聖 13 情 己 行 か 3 受人 1-3 行 なり 之れ 文字 する 繼續 3 政 非 願 0 13 利 訴 す するを 3 3 を妄用 方 あ 害 3 認 L 監 T こと せさらん で、新願 るを見れ ふに 獄 法 と没交渉 なり 官 な 監 する 在 すと 吏 きを と誤 こと 0 12 法 なる 12 者 は 施 處 を請 置 在 徵 は 8 為 通 示 せる 監者 監 す せら 規 訴 12 不 獄 3 願 则 3 8 とき 12 改 結 法 n 12 限 0) T B は 良 果 於 如ん過 あ 1 こと 3 6 情 監 は 12 L T とき あ 獄 1) T 0 之を裁 願 必 古 0 なるも 制 3 5 訴 8 す . 之 度 8 3 め 惑 望 又 n 情 3 12 8 也 去 0) は 改 す * 0 願 行 かの か 革 な 行 加 戲 救 > 3 ~ 政 カコ 置 濟 性 30 3 又 3 かっ 政 を得 唱 質 6 は は 12 渠 す 規 司 L 12 道 0) 明 す 1 定 法 L T 3 h 日に 2 12 3 性 0) 1 せ T 0) 3 す 知等 質或 偿 手

渠等 す T 證 を 3 0) 0 放 担 通常 造 縱 を警告 73 す 3 す こと 3 h 1: 事 等 は のみ 於 在 1= T 况 監 A 在 20 只管 者 13 h 多 B 11 \$ 渠等 3 敢困 2 (で之を為 8 决 0 情自 者 0 な 願 身 0) 事に 意 L を強に 項 不 せ他 中利 b ż 谷 若 へ事稍 管 73 して 信 18 多 8 此 措 行 少用 修 だ せし 1 跡 に足権 8 百 3 把 む 3 を見のみ 捉 3 敝 3 3 \$ 8 L 13 官 ~ T 3 0 13 3 1: 6 班 す意 0) 事 3 12 行 宵 思を 非 to 動 あ 是 b 17 3 8 2 表 反 實 願 示す 事 擊 4 0) 實 す は如 は 3 30 3 記 70 15 揑 か 於 する 如 ても 3 張 1 12 庇

12 す 1 11 官 3 吏疑 12 3 10 心 對 深 3 かの L 1 12 T 險 12 3 1 官 須 を有 吏 6 か 0 (をの 行 T 例 す は 動 外 3 11 徒を 有 12 2 L 罪 對 む猫 T 以 h 罪 T T 0) 邪 究 H 願 判 推 t す 決 L 寸 ~ 3 0) 间 12 かっ 題み 對 M 5 すな し間 3 3 5 0) る書す 判官作 者 面在 13 18 監 き提 者 心對 に出一 1 あす 般 T 5 3 0 邪 さ者氣 30 四 も中に 1 其或う h 花 言はら , 及監さ きは す獄る る制か 被 所度推 悟の 願利

起因 冗長 12 在 T 監者 觀 接 12 する 0) 察 中 5 筆 す を想 舌 ると とき を弄 行 15 3 は 為 轉 す は 何 0 12 3 二歲 1 惻 かっ 8 隱 如 0 猜 の背其 兒疑 童心し に猜 を 6 堪 疑 領有 りへ心 解 す さる深 し得 3 女 さきを 72 看 ~ h 3 破 看 簡 せ 取短 3 し明 3 邪自 3 推なる 0) 7 甚事か裁 し項る 3 13 今しのに に至 と雖も 吃 るま 驚 事 T 4 を 親疑 彩 3 1 1 à 共の 者 (に事 · 渠等 あ太 其 質 澄 0 庶 聲 情 -# 願 12 验 をを事 U 過羅項在 つ織に監

のか や名 2 6 12 3 智 肝芋 跋 宵 0) 外の 扈 3 0 2 加 ~ 0 す 1 か 3 犯 11 6 なる 2 如 幼 3 3 3 稚 あ 0 裁 3 3 多 像 11 13 b 決 所 3 聞 るも 8 L 5 至 12 0) 12 3 11 兇暴 1 見 0) 何 あ 2 h 5 0 屢 なるを診 3 烱 等 6 きは きは 1: 服 h 0 あ こと 0 價 虚 かっ 5 宵 下 名 6 1 值 3 13 を存 多 多 3 -所 更 虛 想 街 12 なりと 合 ~ 賍 13 名を博 L せ U 到 名 반 額 監 させ 者 さる 在 2 0) 獄 3 5 0 監 信 雖 多 曾 せ -• 頗 者 訛 3 3 1 務 3 るの傳 情 12 70 h 家 2 明 原面 名 情 13 般 腕 0) す 多 1 L 3 かっ 願 思利 3 13 て其聲 品 犯 曾 想 3 とし 3 8 3 てに 罪 2 0 開舉 1: 所 0) の淮 L あ 〈示 拘 T の手 步 犯 h 虛 5 所 喧 段 L し數 n 就 す 名の 12 脏 tz to は中 を博 有 虚 3 3 額 3 ゆる修 妄 事 かの 今ね 顯獄 なら せ 管 如 名 11 12 h 0 寡 1 13 3 一解を以 度 すし 形 虚名 在を巨 5 犯 在 する 1: 容 罪 出 容 と羅 T 12 度 T 魁 て自 對 其 4 憧 數 は 2 す 象 思 列 憬 0 在 しする少 己を假 2 は 想 監 徒 何 0) b 13 認 3 者 30 12 0) T 此 文字 裝 12 n は以 同 3 3 多 T 想 M

(E)

時貫 カン 13 0 12 名ん 75 3 2 5 利 試 3 13 趨 む 3 h 3 3 3 とあ 亦 11 此 徒 2 h 13 多 は 出 きを推 3 す 12 5 30 3 同 11 測 -かっ する項 す 願 T 多 關 4 Û 12 往 則 12 を蔑 ò 數 12 獄 回 籍 0) 情 則 視 內 18 M す 容 願 熟 多 3 徒 何 重 知 間 如 ぬせ 犯 13 は 者 自 3 h 監 2 負 者 12 U し陰に あ 稲 官吏之を知 3 T 利 所 徵 己 謂 陽 的 持 15 之を 解 らす 餘 自 釋 己 30 者 0 F 0 知 2 H 整 監者 T せ 多 我 6 博 3 2 意 3 せ h 1

せら 意 一監 訴 3 あ あ 又は 9 九 8 4 3 1= せ 獄 と認 2 出 3 3 0 > 0 ことあ 事 は 南 2 其 3 紀 8 項 3 盤 h 想 1 律 3 15 T 像 -分 \$ 2 3 2 Z 其 L 6 智 0 3 T 道 得 萬 孤 13 7 h 2 K 留 M 3 かっ 所 3 ある 3 20 亦 す 徒 T 12 所 監 措 若 3 3 0 を憾 依 75 ~ 5 處 1 獄 か 3 如 遇 10 n 行 典 足る有 すと 30 と云 8 2 政 獄 7 名 事 0) 0 品 (統 雖 意 th ~ 0 思を 3 0 -\$ 5 3 を飲 多 皆 h 3 ~ 1 か傳 0 か -多 3 事 3 0) Ŀ 2 1: 3 項 階 3 監 かっ F 3 機 獄 5 1 級 0) 動 を 行 關 3 ~ 0 3 0 3 1= 40 經 動 す 歟 T 11 完 長 は 備 T 害 質 紊 n 12: 實 12 0 論 せ 行 n 3 な は 业 生 3 典ち T 3 b 有 獄 す 歸 3 獄 2 h 0 響 3 > 办 0 表を 得 \$ 7 為 雖 6 示発 \$ T 3 8 思 p th 13 所 中の を 3 古 於 73 链 意 T に及 思 13 14 意 真 於 0 0 思 意 令 T 1 透 2 Te 壅 3 h 質 寒 傾 寒 T 世 3 抑 聽 打 確 等 3 或 す 2 懕 3 情 は ~ 疎 祁 1 世 を刻 隔 3 願 曲 留 11 6 者 古 解 等 抑和

E. 0) 12 す 想 3 は なる か 0) 感 3 8 想 多 to 0) 1 12 以 讀 ינת T L を領 b 12 古 73 3 3 解 L 感 2 季 3 せ 想 L 3 假の ~ か 8 定み 3 5 せ 1= す は か あ 監 願 監 5 獄官 を名 獄す 實親 須 3 吏 2 務 L 1 (從 て N N 事徒 平 T 徒 すに 私 願 間 3 接 者 L 1: 渠 智 跋 は 邪曲 之に 扈 等 H せし 0) 73 應 舌 す 古 端 3 3 的 智 或 3 示 拒 意 0 h 3 味 聖 10 に於 悟 1 8 > 15 3 0) 所 2 T かの 點 疑 る感 か ~

する を奏せさ 3 T 更 10 等 か 0 監 他 行政 0 13 諸 1 努 5 多 13 T 多 項 得 8 100 對 き割 少 0 3 12 13 猜疑 する から 0) 對 必 自 せ 級 3 す す 心 行 疑 6 h を期 を設 なら 3 及架 3 P 動 5 るを信 劃 情 淡豁 M 深 可 H す意外 策 願 空 徒 から 3 12 其 者 0) 間 如 す を する 3 富を の敷 聲 虚 0 3 3 職 0 僧 交 名 IE 1 なり h 員 弊 得 を 際 0 出 なり 3 0) か ありと 害を 72 減 街 反 何 態 2 叉 りとするも す つて ふち 00 と誤認 如 は 度を以て接 發生 少 ~ に影 曲 1 1 身を亡 多 等 庇 U 又無 3 8 響する所 きを認 し其 U す 事 M 3 徒 鹏 すの禍 J. 益 1 固 L 境 の同 失 下監 0) 有の 荷も 8 思心 敗 情 多 より 想 30 獄 因 きを以 相 願 特 3 す を敷 に通 以 官 なるを 質 8 て終る 對 吏 之を矯 12 0 せ 13 て首 0 0) 回 T 出 甲乙に T 意思 會得 細心 繰 つる とし 0) 返 IE. 0) 12 醒 外 0) す せ 以 者 依 し根 T 0 6 しむる あ 疏 南 て猜 少か て言 自己 動 手 通 如 3 絶 力 なし 3 足 疑 らさる 3 行 せんとは容 0 3 te 缺 30 弊 を要す 心 老 不利 3 典 1 聖 20 -獄 ときは ~ 0) 避 狭 1 因 精 以下 ~ 也 1 1 h T 神 3 以發 多 を得 き事 到 斯 3 0 3 現 T 底 1 8 かっ 業 3 せ 0) 豫 D h 質を酸 是 如 10 事 は 刑 異 iffi JUI T 亦 3 あ 眄 庶 渠等を して此 n 0) 官 5 3 に幾 3 効 3 吏 a) 可 自 13 機 資 果 1 0 3

判定 0 Ŀ 數 す 項 き材 13 13 管 5 理 3 的 T に據りて 斷 大 實驗と之に 狀態を分 言するを得 1: 類した 定 據れ する す 6 かっ 監 3 感 獄 如 12 想及 3 す 1= あ 3 此 於 5 にあ 此等 1: て日唯 在 b 5 0) 常 情 1 質 在 願 一般と 1: 吾 監 事 者 諒 人 項 自 威 1 盂 12 想を根 接 5 據 觸し起居動静 b T す 據 認 とし 定し T 此感想を提 12 12 る方 3 10 策 過 细 1: せ 3 供就 5 す T 3 0 考量 1 T 彩 誤 所 LI す 1 h 3 0 7 所 管 3

H

金

2

は

演

演

派

有志主催の感化教

ける

君

御方 ます か 0 h で で今 から 質 H 72 は 又 0 0 御 b で 御 御催 やする すっ 旣 顏 でせせ 一居 を見 1: かず 1 御 こと 2 承 12 需 知 6 す tz 1 8 次 就 何 0 故 就 6 御 第 きまし 111 T n で 11 體 少 72 2 1: T 斯 來 ī 3 は 0 5 T Z 寔 72 考 で 10 あ 12 か ~ 2 36 詰 T 6 御 す 願 3 5 云 來 集 な 12 か より 2 h 所 2 2 い 0 から とも 2 大 席 か 思 5 か 12 御 八 た皆 說 何 あ \$ 明 3 故 介 0 3 監 す 35 13 VI で h 局 n な 2 は 7 it 3 疑 n 1. は 12 בנד ば \$ 3 12 12 す 分 私 通 3 云 L 5 V カラ 4 夫ね 出 32 6 n 人 3 12 T 5 12 かっ 力等 司 南 名 6 法 御 此 省 多 ま す 聽 所 は 3 -0 3 73 12 0 3 20 御 T 1. 0 獄 局ら 随 か 加 南 T U 2 席 6 南 た考 0) # 6

獄所 は 監 何う で あ 局 3 云 は h で 牢 何 あ 獄 世 るかと支配 11 をす で 絕滅 あ 3 3 K す るると少 せし 0 で 其 护 職 南 T 3 業 3 7 を私 為 ימ 難 と云 8 かい しう云 1-11 3 働 2 致 す L 2 から ふと T 犯罪 居 T 何 居 刑 ると云ふ 所 3 2 制に 云太 0 0 è 執服 譯 8 我 行星 な 所 1 0 L を世 h で でい で あ あ所 3 0 2 3 1: 中 3 監 か い 殊 \$ と云 11 追 す 自 出 曲 から 古 8 夫た 0 め 22 3 るは 72 で 懲 あ 0 5 役 あ ---0 執

1 多 0 社 8 0) で 會 か で 1 何 3 意 3 1. 5 味 n T 程 抽 か 象 5 南 3 カラ 3 的 取 0 Z 3 to I 5 8 申 やうで と私 3 う云ふ て居 を 世 \$ あ 2 0 同 す ても 中 C \$ るは Ł か す であ 多 御 5 Vi 0 3 n 2 監獄 T 6 1 3 居 う云業 12 す ならぬ 3 3 か 為 3 と云ふ 8 犯 師 1 だらうと思ひ 2 it 働 の絶 云 ことを御 3 3 滅と云 3 6. 3 て居ると云 0) tz 1: 3 かず 話し きます 2 あ n こと 3 を致し か L 5 L 0 ち 0 て、 35 2 せ 同 T 30 監獄 じこ カジ 3 3 3 0 0) 0 で 2 1: 6 であ V あ か 入 て居 3 5 53 T と云 同 C

は 計 の数 75 H 82 H から H 民 T 本 から 李 H 本 を放 から から 0) 其 均 本 0 六萬 在 多 0) 在 ブ 監 12 較 監 17 人 拵 九 4 ~ 獄 なり だか 萬 0 12 1 セ 12 h 幾 て見ます 정 2 牢 きるす 6 12 い であ で 0 入 屋 と云ふ は 多 2 か す 5 T b 這 金を から n 36 居 H 0 入 だけ 之は 0 . す 30 つて T 平 之を先 で 使 H 均 だか 何 であ 居 5 本 今 0 h 金を n は 在 か 1 ま 3 程 5 1. 決 1 A す 3 と云ふ 华 まし ます、 申 人 办 間 之は 0 分 か T 力引 から 华 T 3 色 五 幾人居る ますると云ふと、四十四年 こと 一分と見 " 萬 四 此處 13 1= + 0 人 幾ら は 統 二年 1 劣け ても 計 英 かと云ふと 裁判所と云ふも 20 0 吉 ませぬ 二百萬 て居 旗 獨乙 調 利 るか 1= べであ 2 h から から 圓 ませぬ、 T 二萬七千 2 云ふと である 今は とブロ 御見せになり ります 之を六百萬 度の監獄費 のも矢張りさうであ 現 (笑)真 13 から今日 1 夫か 英吉 2 萬 ら又警察も てとに 2 -罪を と見ます では H H 12 力; 何 から 二萬二千 何う Ł 百 つたも 四十 0 人 ると干 矢張 と云 か分 在 3 0 すい かず h 在 人 b

叉 のであ 云ふの せない くして 毎 H 道 决 ります かぎ で 曲 を教 L て外に出られ 的でございます 何うしても へる 、さうし て居 と盗 ると して教誨師と云ふ者が 夫にも拘らず斯う云ふやうに 規則通 ぬやうにして、而かも番人を付けて働 、夫であります まし b 働 12 0 5 やう 中 12 0 秩序 前に申しました通り から、 斯う云ふやうにし を 規則と云ふものを破 L 人敷が 何處を御覽 たと云 多いと云ふの て世 1-監獄に居 かして居 なりまし t 9 0 0 0) た人間 12 3 0) つて出 困 秩 T つた話 も監獄と云 序を破ら でございま 斯う云ふことをし L た人 であ 説教を 人間 間 30 を牢 から自 E 0 致 は L します、 やうと 摒 由 T を高 をさ

云ふ譯 之に努 尚は直 る奴 う云ふ數字に 之は 30 12 0) ででざい と云 考へ のめて居 定 四 ではなからうと思ふ 6 であ ない累 0 では るに 年度の調 36 人迄 初 犯 す なつて居ります、即ち六の内二、三の内 で出 拘 0 で初 らず 8 累犯が三分 C 0 3 べでありますが六萬と云ふ澤 0 かず 復た這入 8 のであ て監獄 出 で T あり 禄人 0 0 門を出 門は 3 の一もある一旦這入 ます へ這 0 で ります、之は つて來ると云ふのは 1 内で三分の一もあると云ふのは 云云 3 入 K 10 て参り るま 時 即 0 は再 5 B と思 まし 13 獄 で 超 罪悪に 12 つたも 山の在 2 11 犯 T 取 3 す 出 つた 監獄へ再 一と云ふもの 0) まない は 0 3 監人中で初 に拘 大抵 は眞 數 で何 T は び這入 5 を與 監獄 監獄 うと云 間に 0 7. は累 犯が三萬九千人、 L 三人 ~ つて來 0) 0) 門を出 耻辱 T て出 犯と云 3 ふことは 3 1: 0 歸 3 さなけ す で と治 5 3 36 ある つって 一人 0 時 云 は 0 11 かき か n 度々這入 て出る ばなら た歸 は再び 全 n 6 ませ 0 犯 1 0 T 惡 から て來 0 ども 來 罪 3 12 0 す であ 3 多 から 4. 0) T 萬 犯 は 1 12

きの 2 n 立還らしむる事 である、 てあ 惡人でも善 0 世 人慢が出 と鼻 を犯 飲みませぬと云 ると云ふ處では ります 3 芽を 莨が 3 まな 0 1: L • やうなも 來 來る て此處 叉莨 てや 飲みたく さうし やうに 出 か 7 を出 之は すと云 すことに喩へることが出來 一が飲み 1 3 で な ~ を て総 立還らしめ 來た のでありまして、 0 8 à する T 人ども 3 て落ち ふと、 0) T 0) T 11 3 たう を挑發す 中の 2 0 のであ 間 員 ので 莨が 72 は 質 監獄 ても 波風が 世の中に 對 て仕舞 酒を飲 我 0 あ な ることが から 慢をし では 3 6 莨が べきも い 罪をせぬ 何 T か か かっ か うし 荒らい は ふ夫と同じ 申すことであ すことの出 むだか ら今度 6 沙 でら莨を応 ない 5 は 室 て居 誓う を吳れ 風を防 0 あ T 荒 0 か 13 ります やうに 3 か 5 3 ら幾ら 中 ります 出 0 間 5 ない ら立 必 0 い であります 72 82 要で 0 2 v であ ことでありまして、 北風や西 入 ら酒 から やうに 酒飲 T 0 りますが でやるもの 派な花には n 力等 仕 であ n つたと云ふことが あ ります、 T 一獄で善 . 13 酒 舞うの 3 ども 西風 段々 一滴 眼に見ゆ が酒 20 3, 風 飲 が吹 0 1= 监 所が 心 6 3 であ を飲 監獄と か から なら 夫で も北風 識の門 12 犯 必要 30 を離 V 立還ら 監獄 む と云ふことに るものは 3 3 罪をし み Pa 花 て居るか 0 たうても 一であ ので から 云 で 監獄で善 から 12 か 0) で さうして一 酒 殴きかけ 門を出 T したと ら遠ざ 8 は が飲 30 つて、 あ ります まして 當 ない 何 は ると私 犯した 5 b 5 みた h 酒 一切の 心 申 ぞと云 か なる ると云ふと でも 荒ら から かず たか やうにして、さうし つて しまし 面 力 4. 2 もの 萌ざすの 角善 は に於 欲 いから と思っても 屋 1, 思ふのであ T 6 乃でお ふと しいと 由を束縛 北 か と云つて ても 1 T 云ふ風 0 1: は教 であ 夫は 從つ 0) 思 8 削 老 味 5 13 S 识 酒 1 に監 T 5 3 出 1 T U ても 酒 T n は T T 本 度室 から 0) 75 T か 12 百 かけ 智 t 8 250 7 T 得ら 仕舞 心 では 4 段 5 1 酒 12 0

(--)

てい T

獄 人

人を取

扱 事

つて居

りますも 2

のが

六十

·四箇

所あ と申

る、さうし

護

0

業と

4

6

0

は

日本にない

か

しますと無

いことは

かんい

きせ 謎

2

國

に會

3 出 獄

ます

から

出

獄

をし

12

數

は

何

n

程

か

2

申

しますると、

四十二年の中二年

E

した

數

が略 全

出

稔 保 1.

人の

數といふ

8 13

0 _

ふことに 奉公をし 悪る とに 1. 自の ても きて居 事を 分 L をし であ 子 云ふことを行 なる 年ら人 0 ~ 寄せ付 村に あん から 云つ なれ やうと 悪る 12 3 n やうと思ふ 重 ない 間と な泥 行 か 殊に T T V 130 5 3 い V 飯を食 なけ なけ 二本ふる 棒を 其 2 1. = 云 3 て入 は 云 2 3 年も 2 0) ことに 0 では T ま L ても n n 0 であ 3 2 て家 監し 違な は た奴 ば 15 三年 12 0 降 夫 何所 3 云 0 から 世 13 ので か T V b で 3 生 0 1. 72 73 0 家 つは監獄 村 宜 へ行 5 T 所 活 h から 浮 追出 な 南 でも は ~ ~ 1. かかかか 0 せ 家 12 6 容 間 0 2 ます へも • 尚 0 L 0 n 云 0) 12 で 事 n を買 であ 悪る T T ほ へ行 は で 5 カ まし 3 村 朴 行 か 村 n \$ す 切を へも入 自 0 い心 3 b ti 8 9 n 0 ふなと云ふやうなことに 0 0 72 まるす せ付 T 5 な 分 3 2 から は の家 のが悪る では は 來た奴 す あ 0) お 1. が相手に か • V る村などでは 3 2 かっ 5 --ない な ないと云ふことになると云 、自分の家へ歸れ へ入れなけ V 等 5 す ことになると p T へであ 4 1: 3 0 監 n 家なり こと か 食は いことをした 牢 餘 3 しなけ るからと云 70 3 5 12 1. なけ は U 0) 村なりか では して居 志で 宜 牢 n 中 で 1. 12 云太 n n ば夫で宜 ば尚 から ば なつて何うすることも 人 な ---なけ な 3 ひとは と死 活 つて使 からと云 H から 1. 更外 らさう云ふも 犯し て居 きて n しい お から T 12 ば他家 あり より仕 云 ると云 居 つて異 0 12 2 は 72 8 ふと他所へ行 0 0 13 T n であ て村 まかつ 礼 8 0 な 0) へは n は相手 0 間 を再 様が U 5 のを出 を記 出に出 ない ります から 1, . ~ 倘 入 家で 7 び 更行 1 n 之は 1= 自 ると、 いと云 まなけ 出 1-叉店 しな つて悪 72 來な L あ な 多 t たのは • 尤 0 3 3 ない を開 自分 8 と云 と云 子 1. 方 3. さい n い から 0) 向 3 -

と監獄もさうであ を犯させな と云 てやら ふも 5 へを有 護 な 立 3 ろ しましたが 3 人 出 事 U. 戾 ことに と云ふ を可愛が て來 のは自ら 業と 2 こと なけ て出 す つて v Ш たも い 4 2 n 12 こと 6 金を持 居 E 2 ばなら やうに T 0 德 3 て居 なけ 33 から T ります 3 3 10 努 老 0 h P 所 30 0 努 8 切な 12 て居 12 Ili 3 以 6 護 8 3 は 0 0 罪 であ 2 多 す で なけ 0 ならぬ から T 犯罪と云ふことに就 0) 5 るとい 4 11 夫であ あ b: あ から 0 0 元 3 0) 0 n 押戾 9 12 ます 裏 意 で 36 ば 0 のであります、 ます やさ な 12 味で 出 あります ふやうなことは泥 りますから此出獄人の保護と す ならぬのであります、さういふ方面の 義務である、村から犯罪人が すと云ふの n 費 か 獄 、之は廣くいへば感化事業の一つである、 、前に申しました如く、室 かすす n ばさう云 八保護 13 て居るのであ 取ら ない Ш 0 から の金が 金を使 n とい 0 、之は大ゐなる間 は社 てどん ふ心 13 家 せね 2 會 から犯罪人が出 配 つて こと 棒に追錢である ります、 の損 なに 12 か取 ili 要らな あ は 金が であるのであ 5 b 3 質 n 立 は 殴きの芽の 夫であ す 自 違ひであ か 出たら自 0 ~ せ 己防衛で , たら 3 2 で あ 発囚保護 、ソンナ馬鹿 か分らな るから かと云ふ不安 なた方が 再び犯罪人を りまし 3 0 3 分の村で養 出 、夫で 出 あ 111 を発囚保 た花を立派な花 千五. ち此出 3 事業と申 或 て、 4 る意味 0 百 2 なこと T 何 夫か うぶ 萬圓 0 T あ 護 0 うか か b 人 か 事 T か 6 を起 33 元 き 保 は きすと 5 業と ら出 p 監獄 金が 犯罪 で 申 0 13 て保護 3 す 0) 4 T か 3 L か か 0 せ な 2 # H 再 L T 6 豫 3 > 3 業 4 する 獄人 めた をし U P 善 ると 防 にも かず T 五 獄 3 心

講

(=-)

屋に 宜護 見 8 3 13 であ 引取 まい 事 0) 3 12 4. T T Ł 寸 業 で た か 夫 Ł 0 3 2 Ł 0 ます 0 3 1. 0 ふと見 T 2 2 百 n 4 かっ 4 1 0 12 3 だ 國 A 5 6 T カコ なら 出 護 , 2 8 t T 5 0 私 0 夫が 决 L 獄 は で 0) 1 8 から 5 ば T 0 A 12 他 出 前 12 P 考 是 程 國 T 監 T E 12 0 再 礼 北 非 保 ~ 0 1-人 人 で りま 15 風 謎 負 かっ 3 1 0) で 百 11 か U は 老 5 6 3 宜 3 事 3 村 = t 庭 譯 P 12 せ 1. 防 業 1 あ h から 三割 n 思 2 0 0 0 力多 8 0 to 6 であ だら T 3 0 時 注 7 T 13 0) 1, 0 1: 貰 意 1= で は 出 5 T 6 1. E 2 H こと なる 引 30 3 宜 id あ 8 2 何 1 1. 1. 6. 以 人 13 9 2 文 取 1 U T 5 まなす 風 It 2 5 から -) T 何 7 2 0 à こと U から * v ある と在 であ 七萬 1: 雇 T 氣 h U n 0) 12 でも ふこと 其 8 12 0 から なら 監 地 T 付 保 1: 百五 9 2 吳 間 it な 自 人 出 0) 3 護 3 10 72 多 2 2) す n 1, 分 0 是 ことで 殖 To 12 5 0 曲 0 L T 人 から 家 で ~ 出 为 誰 夫 T あ T n か ま 南 獄 護 居 9 6 ĩ T 南 b 打 人 0) 30 村 T 3 0 3 五 P 宜 犯罪 12 36 から 事 す T 1 0 T す 0 多 業 T T 働 0 6 人を出 で 1 か あ 6 tz 0 办 なれ 夫に あ 13 3 夫 6 12 か 5 で h 謙 五. 0 5 せ 夫 CK E 申 30 人が あ 百 -は 5 13 n 3 犯 L は 3 ば 1 Ŧi. 12 何 何 す 在 T 36 うし 5 宜 た 6 かっ 監 H 1. 5 0 人 本 0 監 分 い 6 T 0 T 0) から 1: T 獄 12 2 L 0 6 は で 2 0 0 U 0) あ 仕 方 37 T 0 村 6 て 在 か あ あ 6 宜 から 旗 2 T T か ~ 事 6 H 减 自 30 35 人に h あ 1, 111 A 門 分 す 3 犯 to す 獄 2 樹 から 35 T 7 多 す 0 0 n 1 T カラ 保 來 百 由 1 U

T 自 3 やら T 0) なけ かず かっ n 5 0 ば 5 たとし n 0 T で 人 あ 12 かう \$ 1 3 0) 宜 73 11 い 2 5 T 4. L 0 2 で 0) 舞 寫の あ 3 めが 5 0) まかす 1: --で 番 濟 あ ま不 • 9 7 可 犯 ます かな 罪 0 1. A 72 0 を出 _ で H i あ 4. ても 2 h 監 まし T L 村 tz て、 5 かっ 5 72 び出 追 度 犯 L 出 と這 罪な L を以 T 入 き上 仕 2 せは T 舞 ぬ仕つ 來 や方 T 11 うか • 4. にな 3

あ 侶いの T す 5 であ 家 3 ふことを ると ~を何故 信 縣 1 貰 * 事 1 0) か 0 0 す つて では 宗 如 ひ 5 12 方 V. かず 家 3 是 12 U は 2 衆生 作 0 P 20 家な こと 受けがア 受け 小 檀 かかい 3 お 0) 3 此 言 家 か الح 寺 5 出 1 曲 多 は は からか かず 獄 怪 住 さう 惡 度 家 は A T は A L 職 3 す 0 3 私 出 す 75 がいいい か 3 受 1 は 出 3 3 護 5 5 出 2 かの tt 2 時 2 12 事 P n 獄 8 5 から かず 1 1 12 致 業を うに 12 30 4. -人 0) 出御 惡 2 申 H 5 2 を濟 2 0 獄 役 3 1 引受け まして 迎 W 獎 住 で 世 人目 1 2 まする 3 勵 ふことを 職 あ 話度 0 で 2 11 13 F から す 6 保 重 L あ T 1 0) さう T 行 3 ると さう 2 なけ す つて 護 困 で 1 い す 3 事 3 南 話を い まし 私 6. 6. なら , n 2 孟 3 3 ふこと 13 2 3 幸 ば から ことで 15/0 1. 3. す T 僧 2 事 ひ ば 13 8 家 à 3 P 侶仕 智 12 住 5 n 1: A 2 0 諸舞 す 日 職 n 食 11 办言 あ 駐 V 1 T 君 U 3 本 0 で は い h 2 3 F 1: (= 時人 事 は 2 かかける 3 式 -2 3 浲 13 業を 12 は 7 U T 0 問 2 4. 犯 3 5 は 大 1. 2 カラ 1: 方 度 罪 之抵 助 ことは か 5 13 ことに をは から CK A 2 1 5 1= 0 大部 0 13 征 檀 ~ 4. 1 1: U T 1: な it 3 2 徒 私 2 T 人居 な 殖 (信 T 8 -13 0 何 御 12 3 2 ~ n な 成 徒 0) 7 倒 から 胩 鄉 は な T T ること 1: 就 で T 如 御 75 To せし で あ あ私 10 役 3 讀 8 は ま 8 b 0 は 思 B 1. 9,0 VI 申 13 83 \$ T 始 2 で 5 な 即 12 す 3 す 評 0 12 12 6 い 5 . 0 3 op 25 判 1. 3 72 Li から 2 で 0 1. 5 5 2 5 tz 6. かず で 15 分人 南 皆 悪 0 V 0 は 3 3 0 a 5 努 3 3 73 2 で

演

まし なる 57 h は かき 3 5 で Ш ます 2 之を日

宜宜 U かう 3 75 いいい \$ ことであ 處 ブ す 心 な 1 0 かき h 差 起る V 監 3 であ と來 12 引 獄 b から 0 ます 出 3 3 2 處 T 多 づ で 12 お 出 酒 之に あ 0 P 役 3 香 h 5 B 時 適切な ます 24 75 カジ 獄 12 0 から 濟 ブ 办言 h から 例 1 3 で す 15 あ から > 3 と來 あ 3 ことをし 3 か ソ年 ふやうと ので 3 = 貢 T ソ かず 30 吳 は あ 3 危 納 12 22 す ~ 75 9 8 n \$ 3 寺 4 12 車 胩 處な す 0 2 CK 0 住 4 監 名 12 3 迎 職 h à op 2 7 p; 考 5 八 4. は 15 1-あ ~ 信 6 處 カジ 5 3 か 0 起 3 0) 1 T 0) 3 4. 5 カデ 2 ッ 3 2 例 思 1 V 0) 五 01: ~ 0) T 考 To かう T 12 申 監 0 b T カラ 語 h ます 無論 獄 -# 0 3 寸 3 惡 門 入 カラ 7 U 3 30 3 は 孟 酒 出 0 1. 0 T 餘 0 0 3 程が香 2 で あ

入家の ふと 5 2 分 或 T 5 3 監獄で 2 居 出 T から 引 のつ 3 0 12 張 時 兒 つて 小兒で T 1 處 期 から は 13 T T 來 な かず かず す 3 2 T 12 0 H 72 遣 2 か 貴 前 6 經 は 6 樣出 入 出 0 0 親 T 9 T 來 3 12 12 復 ら悪 5 h 3 來 を廻 T 12 せ בנל 1 0 1 5 とい 來 n 3 1. T 3 つて居 惡 4 から貴 T 3 乃で親 ふてやるけ ことをし 居る間 0) 12 か 鏝頭 13 3 ことをし 办 0) 0 て來 を取 12 10 11 處 T 七八 ni 0 ~ たら聲を掛け で 2 3 12 3 不 n るん T 這 ので H あ 8 可 8 食ひまし 入ること 出 前 親 B て來 あに 75 は 2 3 出 2 來 か 82 T な 決 12 Di 3 復 車 U Ш 夫 12 U T 內 3 來 th n 何 此 親 72 13 を機 で 11 h 處 家 百 1 H で 犯 \$ ~ 哀 會 來 來 31 7 から ~ 慕 歸 0 12 12 8 人的 12 3 11 謝 0 0 で 3 12 0) で 14 -0 70 4. 3 で 3 V T 南 は n あ 3 15 いの とも 3 12 3 0 カコ 11 で 這 ぞと 13 T カラ 2 せ . 人 河 的华 6.

す 0) あ 3 17 で 0 0) あ 3 方で 5 2 何う まかす 3 は 風 しも 1 1: 御 ても 3 あ 話 4. 5 L 5 を 者 す 2 13 ば 6. 5 0 T 7 0 から かず 迎 1 ことで 要 12 12 3 5 て伴 0 であ あ 頭 b 多 まなす 3 T 2 T 此 A 慈 食 2 12 in 13 2 2 0 6 0 手 LV 30 から かい 3 す ことは 出 2 獄 當 6. 人 で 2 あ 保 7 T 謎 3 か 與 カジ # 0 實 12 0 3 で h 5 あ カン 55 4. で 6 あ à. 誓 と思 關 b 2 12

なも やうに のが 値 ことは T つて見る から 2 75 あ 役目 ことに 0 しませ Ü あ 3 3 で ませ 4 產 3 0 13 出 3 ふの で • 30 で 來 日と 82 時 あ な 有 心 か であ 3 かず 棒 2 0 護 5 1: 6 Do T T カジ 0 3 ら保 3 L 2 復 居 ります 商寶 保 居 必 3 やう こと 12 護 るも 5 要 U カラ をす \$ 7 なる 孟 ます と心 1= つて見 する す あ カラ 0 を致 なる かず 3 3 とを 事 . とい此 か 價 價 2 N. 宗教 る時 作ら t 0) 值 值 派 3 111 たなら であ から は 敎 は ふやう 15 家 迄 1 家としては な 宗教 親 0 ます て 0 6 であ は 4 類 1. は此 ますす 、大分時間を費しました御退屈で 犯 정 斯う 0 な 非 0 とし ある ると 3 H 0 の二要素が から を致 云ふ風 で 0) 、之を我 8 をした時 何 T * は 1. 人 しますまい 行 h は 0 保 0 ひます、 つて なも なも 何う 護 保 T 心護をす 3 す なの なけ は私は から其次ぎの 見 0 0 か 5 3 るとい であ 2 は 方では 1: 中 10 n 思ふ 當 3 及 1 3 其 るかと 8 h ば は 1= 處迄 日 2 iii 0) 何 0 2 13 改 でも二 0) 0 To 8 , 5 犯罪迄 8 から 私 保 あ 保 0 不能者とい 及ぶ 之 は 護 9 護 5 で 0 いとい H かき 考 4 ます す 10 8 要 でも べかか 0 當 へて居 業 3 3 斯 間を長く 2 0) 9 13 5 力等 ふことに L であ 及 L あ 2 0 ては 3 護 ば 0 T 3 T では て見 宗教 あ 0 な 3 8 保 す 5 必 1. . 仕 b な 3 3 5 家 旌 要 夫 樣 ち 0 2 間 12 2 L 0) 3 n 0 かっ は 思 1. 衆 な な 5 か 12 護 斯樣 犯罪 2 2 2 生 4. 4 い 6 10 0 位 0) 3 立 3

獄 奫 生

生 (其二五

石

崎

生

Dojarrky 電 12 病 例

て引い 温上昇があ としては火傷 者は感 てある約 3 電によりて起つた病例三 **ឱ傷、指、手及前膊の壌** を奉げ 疽 張力を有する導 から て罹災 認 8 者 3 n 0) 臨床 12 線 -般 11 的 像を述 直 症狀 | 接に 觸 べて n T は 居 て起ったも 意識 3 其 溷 例 濁 * 0) 13 不安、失 全 光 所定と 狀 體

質を認める罹災後直 軟腦膜の炎症性現象、 とらせる 種々の 報告者 に據ると神 5 白質及灰白質のと神經系に於い 13 死亡せざ るも 0 H のに 分界部に於 3 組 は治 織 的 療 變 V 法とし 化 3 2 小出 して て温 血 は 浴 脊 經 臭剝 髓前 細 胞 及 0) 0) 後 空 用 根 洞 を興 0 形 成 質 及 及末梢 消 U 染色 化 し易 質 神經 3 0 節 破 食 物 0 變 多

(1||1|O) Wertheim 變質 0

之を決定するは甚困難だといふ morel 以來現今に至る迄の 精神界で自 學説を綜覽 織の變質と同價に見る て居る變質に關して意 して變質とは ~ きも 見が 如 何 0 種 な 30 4 3 1= 8 1 分 ので ふの n かっ 3 あ b 或 3 は V か 12 臨 大凡 0 L 次 如 0 10] 次第で 1: (變種 表 は n 3 かっ

である も多 の症 0) 3 0 T なる 果で 居 な 事等が あ ימ つた る במ 其 定し 本であ Ξ, 得 る精 12 各 事 人 精神の變化はありながら 人思ひ々々に何等 らそれ の用ひ 意見を發表し ひた desequilibre なる desequilibre to so 12 事 E,

る、その To あるといふけ 臨床的及原 ると變質に 者は之を否 變質を 親から遺傳 定して居 1 す すべき る 階 梯 基 で 礎 あ の交う 交互近 年では Cox の研究が除 餘 Kerrelationsstorung 程 進 h だも 0 であ

影響(例へば黴毒)なども Transformation を認める遺傳性質が る此點からい に於ては祖先の 0 1: 交互關係障礙は疾病の結果 • 變質は數代に亘る一機轉である是は 丁度變質は後者に屬するものである、 ふと極質は外來性の原因 病的性 質 ある交兩親 が子孫に表 でも來る又メン 增惡 はれ 0 をも 後 天 L るときに 的 たり 個 人を胃 性質が生 し得る デ 病的 B 0) かすばかりでなく 0 或 である 殖 は 1= 偶然の 變化 細胞を害し では L 兩 そして著者は 事 て來る 情 の性質が 0 て其影響を子 7 即ち 为 遺 T の子及 傳 變質 其子に 次の 0) 的 CK b 傳 遺 子孫 Hij に及ばすこと 12 11 傳 を撃て居る 8 6 12 0) カコ も及 傳 病 症 酒 的 疾病の 张 0) 0 カラ 變形 場合 少な から あ

傳され 元來 一は疾病 病で 0 ではない 6 國及內國的影響が大なる關係を有する 故 傳 0 12 8 變質で 0 能 變質 障 礙 と同 0) は である 常 様であ 12 胚 質 る變質で 0) 疾 病 T は胚 は あ 質 3 0) から 係 常 1:

(t-)

=,

變質の 髪質は

に於

V

るとは

或部分に於て異

なるも

0

があ

3

する場合にても進

行性

0

もので

あ

`

にあ は 常

りても亦子孫に移行

常があ

ので

胚

質

0

格が

態で

晃

遺

蛇及

骨

12

T

せる

は入院 3 之礼 た者 1 と同 は受刑 客で中 せし 3 むる 樣 後 酒 で ある 或 ことを望 慣として は 退院 神病 酪 客の 酊 犯罪 後 0 h 12 客の 為 課 或 で居る慢性中 する 13 めに 條件 犯罪も普通の 對する瑞典刑法制定 罸 無罪となる根據なき者 金は累犯 の受刑 酒 者で犯罪し 犯罪と同 每 後全〈禁 1-すこと 酒 72 1 は専門病院に し且 者は専門病院 E. つ監視 5 定 期 0 T 下に 收 12 容さ 無期限 0 置 酊 n か 0) 度數 得 1= 3 いこと、 收容 ること酪 者は之に ---され 定 數 1= 慢 面 ること、 して 性 時 達 中酒 L 1: 犯 72

(二二二) Plath 徒弟教養所一覽爾社會教育改良論補目

己行動 くる 細に述 0) ある は ~ 自 機會青年 て居る 從 分の管理し T 同氏の 等 時 智育 0 生樂 て居 に止 會 3 するみ らず理 ウ 教 育 in 15 T 良 2 13 的 0 弟 瑰 衛 本 1 生 存 藝術 0) 自 作 業 由 0) に就 育 敎 國民 育 要 を て 如 心 本 配 E 2 ~ 對 L で同 する 勞 T 作 p 3 自 所 1 修 教 0 覺 であ 発 育 0 事 等を 系 業 3 及 統 なし 的 U 結 和 果 集 を形 合 12 就 的 自 -5 T

(二二二)瑞西神經 せらる其 八演題中 Machon (lausanne) 學會第二回總會 は は 一千 犯 罪 九 性 百 睡 九 年 眠 狀 + 態 月六日 0 稀 例 及 を掲げ U 七日 たり 0) 兩 H チ 2 1 1 7 t 於 T

(二三四)裁判 百人 神病學 心理學會 T 已上 研 究するも の會員 、慈善病院 監學 昨年十二月 を有 0 監獄 である此 0) て多 1 目 ブ n 的 を以 及民 7 判 13 T 於 て表 改正 て居る 演 檢事 說 問 題 0 谷 、其他是等に 如 き學 0) 術的 學者 會 關 台 心 寛及び 理 係 かず 學者 のあ 催 3 學診等 n 3 範 12 職及 電配を法 何會は かず U 行 學者判 開 はれ

Baer Des Verbrecher としては未だ之を見たることなし、 而して多く 0

なさ 四十八 の淫賣 せら を 虚飾 12 上 文身者 ルコ T 7 げた L 0 3 只一人あるを見 肩 て記號 1 , ナの者 3 本 0 其他 を見た 人 IN 婦中十八歲 1 るが 犯罪者との あり の及び密賣 0) ソレ 8 0) 淫賣 文身は 0) 若 15 あ 3 8 るが シナは 四 1. りて其 6 T 0 は 婦 干 1 T 7 7 は少く 中五 監獄及び 之は偶然 より 人 部 は 交際 尚淫 1 3 淫 ある中 12 U 形 ~ 中二 12 12 " ンパ 人の文身者を發見せり b 書 0 あること等 ガ 7 多く情人 十歲迄 又監獄 けるも 類 婦 2 字架 1 監禁 五百二人中三十 一人の V を見ず パは 1 0 的 チー 四名の文身者を發見せり 多く見ら なを示 ヴェ 所の同室者 の者にて只三人 13 の多しパット 三百 3 に関するも 水兵にて文身 對の 18 1 せる宗 = 力多 する淫賣 淫賣婦に於 ラン、ヅシ L 人 1 の女囚 T 3 0 淫賣婦 教 ラ によりなされた 人は文身 のなり ~ 婦 12 中五 0 7 12 ある 1 n ては よれ 0 のか 3 T 巧なる者 5 2 文身 1 文身をなすに 人 0 而し を見た は から 文身者を見ざり ば v 0 CK 7 心 丽 1= " は 文身者を見 りき T 臟 1 よれば してこれ 主 從 0 て多 りメ 「ウェ るも 义は あ ~ 又チ 17 1-り此 ンハ 2 情 1 0 2 頭 に於て 淫賣 至 2 より なり は ス 1 ゲ 文字を文身 等 3 12 y CK ŀ iv ゲ L 0) 婦 原因 9 友 2 T 2 は 为 女 + 13 0 0) 里 の公娼 達警罪 中 1. 13 年 情 は E 女囚 四十 0) 淫 間 人 同 彼 犯 文字を文身し ス せり 賣 の名 7 15 點 等 三百 T 4 九 平 111 婦 から A 百 問 + 0) 3 者 百 は 四 12 は ス 0) 等 卒 0 文 き随 n 此 人 ソはアネ n 1 0 3 水兵 0 ツト 12 て監 文字 名前 て二三の 等 中八 3 1 考、虚禁心、 0 0 せる 13 0 1-は 禁所 及 ブ 0 女囚 容 文身 ル者 干 び名 頭文字 六人 3 3 七人 5 人 14 なり 例を ス ~ 13 è T 0) 1: 百 投 前 0)

女(大人)

四

オ

二四八一

二10六 溫量活力

八〇

四七 脂肪

二八〇

含水炭素

蛋白質

生

有する者 女囚にして背部に大蛸を書き其一足を陰部に挿入せるも 一名に過ぎず而して其文身たるや單 ては 女子の Krauss Psychologie des Vehrechens 一般に 我監獄 純にして りって 8 女囚 1= 0) あり は 1-親子問及び兄弟姉妹 のものを見るのみ たりと奇と謂 に過 2 ぎずと ~ -0 間 雖 某 1: 看 其中文身を 守長 T 見 に聴 3

すると共に道德的 0 0 にし 威に 感じ易 なり殊 て其 一母が 1 き場合に起るに外ならず而して之れ 其例 死 觀 L 念が 若 の多きは父と其娘との間 薄弱となり他方に子供ら は 盲 目 となれ 8 ことに に行 + しき無邪氣に は は家庭に於て之れに らりて起 3 5 のなり ること屢あ して他 即ち よりの h 歪 -方に 3 ~ き機 性 慾的 慾的 會を得 刺戟 衝 動 及び カデ 易 3 非於 身 常 むる 的 1= 快美 昂 進 3

思ひの外に多く起るべきも T 兄弟姉妹に行 L か むるやう注 は るうことは 意 す のならん 多 14 % 1 なり 開 2 かざれ n とも ば 春 實際 情 發動 貧 期 民 0 0 家庭及 頃に あ る兄弟 び室 0 姉 妹 5 it n 互 tz 13 3 相が 接如 近 3 處 せ しに 8 於 す T しは

T 何なる も過言であ に從事するも (二三七)衛生の局 0 病氣 0 よりも 3 は 0 36 は V て居 要す 一般醫 5 葉 の仕 當 る者 ねと子 の疾 3 3 0) T 0 事 學 であ 一の頭 0 病 で を撃ぐる 外に ある病 1= ろう 脳は 注 E 哲 意 13 か せ 者 學も 犯 13 陳 夫は ねば を生 言 則 13. 腐 では は 心 なら 力多 致 罰 ぜ 理 生 誨 12 學 上闲 寸 様に 8 きであ 師 る 12 3 0 とすれ T カラ 精 倫 點 監 只悪 せ 理 神 る今 上 12 3 から 0) の疾 事をし ば は 必 ならぬ 0 型 要 病 3 0 6 で 13 .L. かず あ > T 研 はなら 犯則 彼等 師 で 3 生 醫 12 J: 1 30 0 T 身 棒 醫學 n 3 U 6 h か 成 體 な人 12 1-心 8 現は 連 す 13 知 T は 立 絡 8 22 8 3 を付 ち 12 删 3 0) 之は すべ > \$ H n あ 中 受刑 人病胃 から 現 扫 3 ば 7 4. のかり なら 6 者 獄 ip 未

學 (三三八)監獄 路 T が 他を誘導し改 0) 否 を 良 0 て 質を擧げ 0) \$2 8 であ なら 12 のである夫と共に 一般衛生に注 意

事業が る夫故に一層出獄者の行 現在 膜せ も乏しいと (三三九)在 n ても身 七萬 物であると思ふ自分も自 る人を欲 多い の受刑者をして特に 監獄 なら 監者 カジ 健全ならざれ 2 ば仕方がない何 いと思ふ然 威化 の食料各監獄 事 業 末が案事ら . るに 発囚保 は出 己本位 近來比較 でな 現在 內科 かき 獄 得 12 能 0 後 から慚 ことは 意かと云 食料 るのである之れ監獄衛生 事 の彼等は如 的 業は並 長期刑 12 愧 6 付 へば て其 行 0) 0 h が何に生活 せぬ 者 > 何 T から 成分を概算 かず もない ある一人 > 様に思は 名 いとす 6 せんとする であ 謂 のみ 醫 0 12 n 和 る夫で都合宜く行 ば 3 3 はざるを得ざる 天丈精 監 本位 や由 獄 衛 0 來我國 神上 人 0 か 8 1. あ 0 11 は 3 神 事 感 くこと さる なら 以 柄 15 經 で は 改 は あ は 何 心 4 今 3 至 時 0 背 H 0) 實 8 であ 知 少 T 跛 カジ 識 現 的 南 3 12

下を給 多数を占むること厳ふ可らざるなり之を養 六厘以て 過ぎい するに非 心察する せら 之を社 す 何なる 1: やを疑 るゝことを得 會 5 2 りと云 立を作成し得るや 3 の狀態 0) ある故 ると に比較するときは 雖 ~ なきに 事 質は一銭六厘 に横手 非ざるなり 四酸 監者 2 に之を以てす 博 0 果して中等を得 餘 --1-調 過ぎず在監者が 查 0) 乃至 12 料 るも 12 す る食料 0 四 米 不麥混合 常に菜品 0 ば なる 日日 表 なりと を悩 Ti. や否 ---合五 の不良を訴 人二千七百 げて参 して今 す 監獄法 一勺乃至 H 1 は 1 力 合 3 司 菜 U 當局 菜代 す 獄 代五 リー 0) 官 者 一錢巴 स 一錢 の私 餘に 0)

後の狀態であ

30

態を述べたのであるが

.

以下述ぶる所の

3 0)

13

刑

の執行

獄

を上向

情人 形跡

に許

の意味を漏せしことあり著者

觀察中無言

の狀態例

の如く即ち人の質問の際には常に服球

常他に一言なし其他痛覺なく攝食

む居

横皺を起して無言無動なり質問去れば此狀態止

張病と

ステ

其他の疾患と區別し其何れ 稍緩慢なるも整然たり顔貌常に稍

らざ

700

き場合

なり

として報告せ

にもあらず

痴呆狀を呈せり著者は其症候を詳述せる後本例を緊

唯觀察時の現在證は慥かに一の昏迷狀

態なるも

0 し前額

第卷	ž [2]	l :	+	=		第一		~		(==)
石川醫學土の(二四○)詐病	前に之	フォイトノ保	同	同	同	大 人	大人 男		同同	同同	同同	男同
学浪者匈留以來約許病なりや否やのに疑はしき朗往履	滅少す	健食料は中等職業				中等勞働	大 勞 働		•			輕度ノ仕事
八十日間全く一鑑定例あり	9 9 9	の人の保健に	ħ. O	六〇	40	八〇		EO	11. O	六〇	七〇	八〇
無言及要求行爲姦淫及窃盗の前	. 1	適當するものな	二四七二	三七九二	三〇五五	四月七二	四七七六	1八0	11011	二三六八	二大三二	二八六四
の失滅を起		もり又た脂肪の		10八	117	二六	一五六	八四	九〇		11111	一三四
其經過		多量は日本	四四	Ti.	五六	六一	一〇九	· 图》。用11篇《图》	三七		四六	
三十日後)一々詐病を行び		人に適當せま	四〇九	-1-		五五六	1	=	ニボニ	二九四	三二七	三五六

0 體 格 T (四)

巢鴨監獄醫務所長

犯數は初度が百三十八人で、二度以上が九十四人である。 罪質、 罪の中で数の多いものは、 と思ふ。で爱に極單簡に一二の事項を述べて見れば、 以上は犯罪者の體 第五 を體格 項から第八項まで專ら成 別にすると、 格に就 職業及び生育行 丙種に 7 窃盗が第一で、 刑 の執行前の狀 属する者 **秋等に就て述ぶべ** が九十一人で、 て述べたのであるから、 詐欺が第二、 未成年者二百三十二人(明治四十三年十二月現 きであれど、是等は他日稿を更めて詳 横領が第三で、 丁種に屬する者が百四十一人である。 特に未成年者 强盗と 偽造罪が 0 一項を設け 第四である。 , 述しやう 而して 再び其

生活と體重

(E=) 時の體重で、重量の一処内の数字は人員で、 第十 贅に過ぐるとの評言を聽くことが聞くあるが、斯かる情况である現下の監獄内に生活する犯罪者の身 殊に給與糧食の 此表 司法 は明治四十一年の統計 狀態 省監獄統計车報七十二放発囚人 (男子) は 如何であらうか 0 如きは 質况 の一位は貫である。 は尚ほ 其下の右側の数字は放発者 (一人平均) 近來一般に著 幼稚なりとは言 に比較の 、其盛衰關係を彼等の體重に據て窺知せんが為めに、 しく改良されたので、 爲め 、四十 へ、漸次進步發達しついあるは爭ふべ 年及び三十九年の總計を附したのである。 の體量表を改作して再び左に揚ぐるのである 其結果却て經驗の無い監獄參觀者から給養 の入監時の體重、左側の數字は其出監 からざる事實である。 先づ前に引用した 面し て括

但し原表は

體

體重の量目端數切捨て方が

大に過きて居るのと、

不健康者は絶對に混入を防がれてあるや否やの疑があるので完全無缺とは言ひ難いものである。此種の統計としては年齢別が聊か明細を缺いて居るのと、不自然に體重の增減した者、言ひ換ゆれば、

		马进、多种	第13.3	推頂	200			
	總明治	總明治	總明治	+			八五	五三
	三十	[N]	29	五年			年年	年年
	九	+	+	D			未以	未以
	(一六〇-		計年	上	湖上		额上	滿上
1		•) (八六六)	(三一六)			Taring.	(=)	(H)
							1	* 5
	六五	00	00		4.		=-	
	(四四六六)(三六二六)	00 九七 (一五七五	11	(=)	(7,-)	五元 (七三)	八六
	8 111.3					` 1		(四七)
1	三二	10 분필	三三 (五三八九)	四三	四三	==		超上區 海
-	人四八〇-	カク		九五	71.71.	主七	元二 (三三一)	三二
T	ALL ACTION	八二七四〇一)(九三八九)	(=-)	(四一)	(七五)	(三三一)	(七〇三)
	三三	復復する	==		7	70	-	3 3 4
L	四七	五七	六九	7.	=== +==	350	三四九〇	三三
15	ーコホーー)(一0九0一)	三三 六九 (八三三〇一)	分分	(七一)	九三)	(五五二)	(こ三四)
1		型 1.						
	二 六九 归二七五一)	三四	二 三 八九 七三〇 在一)	亳	P924	三三川	三三	並
CE	出二七五一)	(九九六五一)(大力のガー	八七	- H	四八	当三	三三、四六
1				- 14	九二人	六七)	(三三四)	(六五六)
	三四	三四	= 70	===		- 1	H-1	4
	三四	え二	i-	五元	h 1-	- M	四五、九二	共
10	四四三九)	三四 八二 (四二四九)	(三三七八)((7-)()	(-) (i	भाष्य) (九二二)	八四三八八
	==0		图 图 3			生生		100
	三四 七〇 七八五	三四	三四	四四三	四 =	四	里	三十
(0	七八五	(七六〇六) (三四 九〇 八九五五)	O- /	1 (0	(- <u> </u>	四七	五七
					A) (E		(二九)	(六五一)
	三三		==	= 00 00	ibu =			
-	五八	三三四七	三三 三	三四四	四二九		四四一六	
1		五九四九五)(五	〇九五五)(三	三九)、八	北汉八百	4=)(-	八二一八	四八九一万
	==	110 100	9-17-89				4.4	104
	其 其 五七	三三五八	===	三五九			ष्य	==
	Mar Stand	п.Д	-七九 7	1次 九	- 4	7(-31	加去

		ž - 1E	区的黑	/性/期	
刑 /	Ξħ	カヨ	一片	7-1	==
期	月日	月月			年年
年	未以	未以	未以		未以
份	湖上	滿上	滿上	湖上	满上
+	(0八二)	(一六一)	(±0-)	(九四)	(九)
六路	1 36 5	4 期 3	W 32 118		111
歳未滿	00	-0 0 0 0	八五	-0 -元 (0六五)	===
949	七七	(五一七一)	八五	一五	二四
二十十六	(->)	(カーセー)	U,-U-)	(UNIL)	(0,1-)
哉以	制工进筑	7.4	第二 第		
未以滿上		三三	7.5	53	25
==	(九六二三)	二四 (一七五二)	九〇	(六し三一)	(六〇四)
十五歲永			跳 藩 在		AP.
武哉	七九 七九 (三八七三)	三四	THE	==	三三
恭以滿上	七九	+10	玩	关于	(二一五)
三二	(三八七三)	(一四四二)	(00六一)	(OLI,	(二一五)
+十		2.2	战 走 鄉	<u> </u>	31.
武战	三四	三四	三四	= pu	==
满上	九一	三四 八〇 (九九五三)	10	八〇	六八
四三	(五三二六)	(九九九三)	、四九九一)	、七六二一)	(四九九)(
十十歲歲		11-0			
未以滿上	MM	三四	三型	三四	
		三四 九二 (七六二二)	九二	九一 (カニカ) ((四一三)
五四十十十	(HOME)				
歲 歲 未以			二二二年		==
茶丛	二四	一一	÷4	八九	共 大七 (三五一)
Ti.	(八九六二)	三四八一	(七一六)	(六八三)	(三五一)
+					
歲以	EE A	== .	EE	==	33
E	三三五元	号号 ·	三七四四一八)。	三六	======================================
一合	(二二二三)	四二二四一,(四四一八)(四五五五)(八四一二)(
人フ體重均				1	
體平	三四八八〇	三三	共三	폭폭	五七
重均	70	101	六八	八次	71.47

す

良

T

示

3

は

0 犯

如

3 者

战

續 な

であ 5

1-

٤,

1

3

衞

監

貫百七十 治 とは 夕(0 5 T 七六キ 三十 制 二夕(四五、七 に及 は の結 L U) 四年に 有 言 ~ 現 六三八 一六久 D 13 果と 害なるは ないと思 かっ 13 2 す悪影 T 72 3 3 (三六 二紡 0 + 2. T 響を絶 であ 多 2 U 0 か で + " 六五 會社要 何故 3 D ラ 3 0 百 30 7 4 對 0 是れを以 響と看 ラ -九 か か 1-微 4 たなな であ + な 7 発 0) は 測 U 定 n n 損 入 1. 得 害 監 であ グ ば n て此 る L カジ ラム BŞ 0 12 を 0) T ~ す しどは 減 つて 次 所 此 彼 0 被 0)) であ に依 夜 J. むる n 損 12 體 \$ 業界 Z 業 重 12 から 3 0 言 會 11 1 0 一は夜 に於け はざれ 寧ろ せば 業 2 2 體 比 ほ改良 で 社 T L あ 重 0 如何 週間 職工 當然と つて 業を廢 坤 1-IE. 會 及 夜業一週 る徹夜業は 要あ 0 -社. ぼす 五十 1 ゝない狀態である 0 減損 13 0 言はんのみ 0) 多 減 職 影 3 T 囚徒糧食の贅 を認 程 I to 間 體 示 13 九 せど、 衞 度 3 A 後 元 12 重 の二百 曲 12 幾 生 12 むるに至るであ 何 問 於 減 T 重 平 少 0 題 五 一人 幾何 均 久、 は 0 吾人と雖 H 1: 大な 12 度 此體 であ 三百 の差 Z 人 品的 は か 重 平 3 0 -異 均 ども は 3 らうと思ふっ 重 人 體 8 久 を以 から T 一人 かと 0 H 重 の減少こそ獄内 Ŧi. 均 あ 刑 百 から > 5 + 一人百 0) 0 久 云 -T に過 過 2 0 身 5 久 で 體 か 貫 重 微 七十 が七 及び きかか 1 なり ても 百九 あ 明 0

1: 0) 0 なら 歲 b 多 0 0) かっ 12 3 1 4= 觀察す T 1 ば となる 歳か 少數量 3 は 譯け まで 入監時 で 0) 明治三十 あ す るが 3 0) 0) . 四 で 3 0) 平 四 0 ち たりとすれ 員

ふ多 刑を 久 未均 三貫七百 が計 T であ Ė 滿 -五. 大 受け の新 1 百 まで n まるる b 3 + 久 to 職 とは 3 た者 か 百 受 24 To 歲 I かき 久 5 刑 貫 あ 以 で 言 重 質 To 12 者 で 3 Ŀ 數 カデ ~ は 其 猫 0) 四 週 1= 年 減 な 六 差 期 入 出 次 + 0 8 間 75 小 百は 4. 0) 覧 監 12 蒙 0) 至 から 年 時 久 H 胜 未 0) 寸 ても 大 是 タ 0) 齡 0 滿 2 體 減 73 2 カラ 2 24 0 n 3 1. 出 に少れ II n 新 12 は ば 監 0) 於 L 5 九歲 を十 は十 受刑 0 车 あ た大澤 n 長 後 者 12 刑 左 未 四 = 者 貫 子 8 期 差 0 V) + 貫 貫 年 0 五 1: 0) 2 な T Ħ. 2 7 九 0 百 で 者 多 均 あ 诚 す 百 刑 題 タであ は か E 3 カン 入礼 滿 忽 時 す は 縦 5 い 0 5 す 監 12 T 0 0 か 3 ימ 斯 L n れ併 11.5 o n 體 3 2 6 + 1 日 し此 十の歳體 體 其 ば 3 重 か で 重 數 差 か 三十 は 6 如 6 い 多 0) 數 表 未 重 は 平均 Ŧi. 0) 3 減 月 12 矢張 1119 から 其 歲 -T 0 13 T 對 0) 0) 平 差 歲 一人 タ少な 3 あ U で 恢 知 均 新 百夕 未 6 滿 は 刑 復 T 文. 百 -滿 百 2 うと 3 期 1 斯 となる、 久 カジ 四 久 1. であ か 3 0 か 者 減 を減 貫であるか 3 0 百 で 者 3 0 = 117 久 あらう は 觀 入 量であ 貫 n 少 間 察を 濫時 1= 縱 四 此者 2 ĺ 6 し六 12 11: 日 12 0 まる かっ カラ 遂 0) 久 同 3 0 6 から 5 百 げ 2 1 10 入 其 0 均 2 8 タ之 n 出 # m 監 差 やうで 一人 百 L 詩 n 12 温 14 L 時 11 ても 士 b 七 を 時 歲 T 0) 0) 百以 -0 7 三十 體 百 あ か 6 時 久 T 貫 體 19 重 久 n 重 5 とは相 0 九 重 年 は平 で -3 百 0 歲 力等 12

明治四十一 三十九年明治四十一年 四、二、八八四 重と 入監時 二二四 ち入監 0) 出監時の 智 持して出 11,11

されを見ればれるの 者の營養狀態をしないのか 者の營養狀態をしないのか 關係を有 適する 左カチ , 12 T ば男出 至 就でな 2 女子に とも を す のそ と均 3 は 0) ならぬ 其原因 か を得さしむるに 保健の用意が周到 或は其他所遇 0 する處を あ 法 で の就 ので 究 な no かかか では、彼れに適 或は監獄糧 に適し是 犯罪 直接

00、0人四	-=	一三、五五三	一、九八五	明治四十一年
	一三、六九三	一三、大〇四	二、〇六四	明治四十年
0,041	一三、一九四	THE PART .	一、八四六	明治三十九年
0、1四日 中中中国四十	1三、五二六 00	三世 11日 1日人日	一、八四九	明治三十八年
111,00	一三、一九四	一三二五	二、三大四	明治三十七年
00.1五	137130	1三五五	三二六八	明治三十六年
减	一人 出監時ノ體重 増	一人 入監時ノ體重	人,,具	年次

した者、三百三十	明治四十二年明治四十二年
した者、三百三十五人に就て其體格に依り增減を示すと左表の如くである。 はが上らない、即ち一進一退の狀態である。それから入監以來六月毎に體重を測定し一年六月を經過 が上らない、即ち一進一退の狀態である。それから入監以來六月毎に體重を測定し一年六月を經過 は、上の一年十分三年間の成績は稍や見るに足るべきであれど、其前後はそれの如き成	二、九五三二、九五三
依り増減を示すといるの成績は稍や見る	一思、五一日
左表の如くである。 監以來六月毎に體表 に足るべきであれ	一三、三八八
重を測定し一年六日と、其前後はそれ	- 1
月を經過	440,00

一五四 一五四 一五四 一五四 一五四 一五四 一五 一五
A
百分比例 質人員 五七、八 二五十二〇〇、〇 一五四 一〇〇、〇 五七、〇 四八、七 二五七二、〇 一五四 一〇〇、〇 五七 一〇〇、〇 五七 一〇〇、〇 五七 一〇〇、〇 五七 十二、〇〇、〇 五七 十二、〇〇、〇 五七 十二、〇〇、〇 五七 十二、〇〇、〇 五七 十二五 十二五 十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十二五十
五四
五三二五一四五一三人员(丁)七二五七七〇 七九八

のであ したなれ

二種

(OE)

格の者

は、

月

日

の重

から一年一年半と漸次體重を減少する者が少ならなる。之れに反して丙種と丁種と

なるに從ふて體重を減少する者が多くなる傾向が見える、

左れば

此上歳月を

期に

到

つて居

6

經過

12

如何なる成績を示すか

と言ふに

遺憾ながら予は未だそれを發表する時

入監 0 と行

種別に 合種に 0) ならぬ るが 格の中で最 た者の成 , 勝月を經 依 丙種が乙種に ○%乃至三○%で、 て各 の入監當時 の劣等極まるを は ると甲種 であつて予が診 3 自 異動 依然 甲種は甲 易い 、乙種が甲種にも が乙種に 述べた所を綜合し 出當の 0 H 役業を課し食量を定めて置て は 種 査標準を設けてか 他の七〇%乃至八 丙種 する上 の範圍に止 で、 から考察すれ なるが 種が丙種 、且つ幼年 も移 まり ら赤だ日 動し 0%は ○%は體重から言 • になり 乙種 時代から數度の は乙種 1. が浅い のは 12 丙種 21 期が長け m 、これ の範 類別することは 一定の が丁 種であ 0) で、 圍 へば殆んど全く多少の差異を生 が永遠不緩ものでない 12 犯罪に依て殆んど監獄で成 る。 より以上の實驗は將來を待た 期に診査して見ると、 になり、又これ ば長き程、 まるのであ 併しこれ に逃 體格は 30 ~ と反 ので 監後 而し 總て て五. 不良 J. 監 3 四 種の體 一して居 動 を經 の割 が丙 岩干 た者 ねば

監獄の 入監前 いのであらうと思ふ。 次に入監後の行 査定に據て調査して見たが其結果は 査した第十六表 狀であるが 200 の二千四 力; 汉义、 左 百 康狀 の如く 二十 人に就 13 であつた。 大なる關係を有するのであるか て、 再び彼等が受刑者としての行 5 3 如 何を前

一一九四人員 (丙)	(乙) 鍵 全 丙 稍 健 三五 二八八 九六 百分 所 健	[人員 百分比例 實人員 百分比例 三五二 二二六六 四○ 二二 二二八二九六 二九六 二五、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二、○ 二
三五二一一 質人員 (丙)	三五五二二二四 賀人員 丙 府 衛	で
	分 健 分 と 全	百分 比 例 質人員 (T)

食に 懲罰 殊 普通以上營養が佳 せら 1 減食に 32 72 者の せら 合 n 良とならね る者が は幾何であるかと言 少なく ばならの譯けであるが 不知幸」の オに ない • ふに 其爲めに營養が衰へ 賞選に依て特 此二千 ~、行狀 四百廿人を調 不良の者は屢々監獄の紀律に反 別の食品までも給 て健康を害するのである。 查 して見ると することが 次の 如 1 4. あ で て、 あ 其級 3

對スル割人 たる滅食に就 合員長騎 ては予の實驗を先年教誨時論に記述 (甲) 二九、八 三四四 健 (乙健 五、二 八四 全 したのであるが、それに據ると 丙稍健全 三三九 (1) 一六、八

合を常食とする者が (年齡滿二十歲以 此懲罰 が其三分一に減せられた結果、上四十歳以下、體重五○「キロ ○「キログラム」以上五三「キログラム」以下)で主食物一日七 一日で一 人平均 〇、五八三「キャグラム」(百五十 健康の男子

(-=)

六第卷四十二 の日數の少ないものゝ割合に日數の多い者の體重が減少しないのに同じでありと知られ、且つ其程度を前の第十七表に對照すれば、短刑期の者の體重が減少しないのは、恰も減食者匁)の體重を損失し、七日で二一二一「キログラム」(五百六十五匁)の體重を損失したのである。之れ 如何も推して知るべきである。《未完》 者人 ガニ、ガーニ 四十四年四月末日現在《監人員表 五、五四〇 四〇四九六一 三、七二九 1111 1711411 1 11111 七二、五一〇七九 六六、三四一 一 五、八七一 七三、〇四五七 六五、九二二二 六、五四七 1、国国〇 現前月末日 11 六五·一三八 六五·一三八 一、二二九 九 七二、三七九 四五六 七八 ΔΔΔΔ

六八、四六二三三二八七三二 六九、三三四 內朝鮮人刑事被告人男十一人受刑者男三十六人アリ 四、二二八 一七九 七三、五六二 1,0,41 七四、〇一七 九七二 七三、三大〇 九八一 五八三一五八二五八二 四一九六七六 一七八

IIO II

六八八

四四七

litti i

本表中外國人ヲ國籍ニョリ區別スレハ左ノ如

伊 露 佛 清 抹利亞西國 同同同男男 刑 章 被 告 受 刑 四七者 Ti. Ti.

四 月末日現在受刑者罪名表

個證及と 三七四九四 二六〇二三九 二四 九七 Ŧi. 二八、九五七 三、五二七 六、一〇六 二、三八二九 二、三八九 五五五九 二、三八九 二、三八九 二、二八九 二、二八九 二九、〇一九 二、二九八五六五 三三〇九 士、七二三 士、七八八 四二三 九七九 一八九九 五五七 ΔΔ △ △ △ △ 前前月增 一 二 五 二 二 二 二 二 二 九 六 九 一 六 四 六 八 九 十 二 較 一 也 九 五 三 四 五 三 七 七 二 三 FOR 二七五 三八一歌 一四五十二八 九二二八九一二六八 三五 二三八 ΔΔΔΔΔΔΔΔ 五四九〇九三〇四

(五三)

(四三)

ΔΔΔ

三二三

抽

及七

三、二〇回 一、六九

ΔΔ

一四一二四二三 四四 六六二三四六六二〇四四九六五五三

THOM: ΔΔΔΔΔΔ

| 五九二四九五 A A1 Δ 〇一八八八二二三一二三一七四 〇六四三

區陸北 區海東 黯宮富金驅新岐膳靜名安小長甲字 古濃 島城山澤井渴阜所岡居津管野府宮戶葉

刑 二〇二二九四 二一七一二三八五二九四三 〇五二九八一三四七四四 ~ 改告 二一五九二〇九五〇

受 一、三〇三 七二〇 四五五五九八 一、二九八 一、二九八

勞役 場留 置者 士四一八 元三五五元四 1 三九八六三

治

激

四

年

几

月末日

現在在監

人員監獄別表

0

"

減

携

合 一、三五四 一、三五四 一、二九九三 一、八〇二九八 一、八〇二九八 一、八〇二九八 七五二八 七五二八 、九八二、九八二

五〇八二 五〇八二 二八〇二 二八〇二

統 集市東 監獄別 減增 道海北 前年月 十 網 樺 礼 唱 谷 京 計置 = = 男 男 女男 比比 明 走戶報領經池島崎 無期懲役 V V 治 ΔΔ 三 四 五、五、七 六、九 七 六 九 七 六 九 七 八 九 六 八 九 六 十四年 十五年以上 二二十七七 十有 五年 七一 未滿 四 六五 滿 四月末日現在 六五、四三十〇 八八八九 九八八九九 九〇七 六六、三四一九四一九 八一一 四三二 十年未満期 二七一 八三四二二 Δ 五年 二七五三 七〇九五滿 々監受刑者 三三八三二八 一、二六二 一七八 一六 三 年 四 年 微 二 二 七三 未 微 五 七 五 元 滿 ΔΔ 四四四 五二年未流五二三七流 刑期監獄 七二九 三 一 六 月 未 次 月 未 流 二 元 二 元 四 一 流 流 二月 未 八二二五滴 别 Δ 七二、五一〇 七三、五六二 一、〇元二 一、五二五 四六五二五 八八八九 1011 四五五

兒

五六九

、五二五

九〇六

调 區北東 區國四 區州九 大京秋山青盛 熊佐大福長高松高德松鳥 本質分同時知由松島江取口島山戶山頁川飯都田形森岡

一 二三 六 四 二 三 二 一 四 一 元 九 六 二 一 元 九 六 四 二 五 三 三 元 五 五 八 九 ○ 九 五 八 七 八 九 ○ 九 五 八 七

三、〇川长

九三六九 四六一二二八六七五四八 七四五二一三二八九

H

一、〇一三 九一五 九二五 九二五 九二五 九二五 九二五 九二五 九二五 九二五 九二五 九八四九八四

静和奈娜大京秋山青 戶山夏川阪都田形森 1= 1= 1回 | + 0 | 本 | 四 - | | + | 1 | 1 | 1 | 1 - | 1 九 三 四 三 八 二 四 五 二 四 三 二 二 二 二 四 九 | 六 二 五 | 九 | 〇 六 | 三 一 八 | 一 | 五 | 一 | 九 | 一 九 九 三 三二 四一 元 一 八 三 三 三 五 五 八四 七七 | 五 五二 五 四〇 二七 九七 四一 九六 |〇 |〇 三三 三上 三三 三五三四 | | 三一三 二八 | 三 | 三 | 八 | 二 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

一六 大 七 二二 五 四 五 一六 五 五 一 ○ 二 五 三 五 九 五 四 四 二五 二三 一六 九 五 四 四 二五 二三 一六 二七 四 二六 二一 六 二七 四 二六 二一 六 六 二 四 二六 二一 二 七七 五四 ○九 六 二

女男 11 -1 11 -1 -- 11 = 11 11 11 11 1= 11 11 =| || =1 |--| -| -| -| -| -| || || || -| || -| |-- 六 四 四 四 ○ - 六 六 三 二 四 四 三 三 五 - 三 | 二 二 七 一 二 三 四 一 三 八 二 五 | 七 四 九 | 一 | 二 一 四 | 四 | 七 三 一 一 三 二 四 一 三 三 四 一 五 二 二 七 九 九〇 九二 八八 九六 一九 〇 九 一九 二 六五 一九 三〇 五二 三六 三 一 五 七二九 九 二 七 九 〇 四 六 二 三 二 五 四六 一 四六 二 二 五 五 四六 二 五 四六 二 四六 二 五 四二 五〇 一〇 四六 六一 一九 点 点 表 表 是 五大 三 一 二 一 二 二 三 三 二 六 四四 三 二 六 八 四四 三 二 〇 八 八 四四 三 二 〇 八 八 四三 三 三 11 11 一四 | 一 | 二五 | 1七 | 一 | 1 一 | 一四 | 二 1 | 一四 八 六 五 ○ 一九 七 七 三 七 一七 九 一九 ○ 四四 四六 三四 五一 三丘 五六 七 六○ 二三 二五 三二 五四 二七 一九 二一 七六 四七 四六 四四 五 四二 ○九 ○九 五六 三七 九六

(一四)

女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男 一九 一 三 | 1 | 1 | 三 | 1 七 六 六 四 一 1 1 1 1 二 〇 三、四〇五七四五 七、四五七八 一九四二五四二五七二一六〇 四、三九三 八 二 三 三 九 一九 一四 一〇 九 一九 一十 一 三四 一一 六〇 二 一八 三二二二四四三二六十一四二二六十一四 四 一九 八 三 一 二 三五 三 十 九三 八 六 四六 十 六四 カーニュー 四 二 二 四 二 六 二 三 四 二 六 二 三 四 八 二 二 三 三 四 九 七 二 二 二 四 九 七 四三八二六九二六九二

知山松島江 女男 | | | | 二八 | - | | 四 | 六 | | -- | 六 | 五 | 二 |七 | | | | --| | | -元 | 三 -| = | 三 | 四 | - | 三 -元 | 三 - ニ ー 三 六 七 五 ニ 八 七 四 三 五 七 六 |九 |六 二九 |四 六九 四- -三 |四 二六 四一 |七 |八 二九 六二 -○ 九 七 八 一二〇 三 〇 三 一三 八 六 三 一六 一六 一六 三六 二九 七八 二九 二四 八五 九四 三〇 八三 五五 二八 二四 一六 三 二 一 四 四 二 一 一 一 二 三 三 二 一九 三四 二四 二二 一九 二五 五 二 二 一五 一入 六三 一一 九二 五 二 二 二 五 〇〇 九二 六三 一一 五八 五八 二二 九五 三七 六四 〇〇 九四 八七 五五 〇〇 九二 一 二 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 十 九 九 一 一 七 二 一 七 四 八 五 五 四 一五 一六 一九 六四 |七 二七 八九 四六 七九 三五 六二 五二 六三 二九 一七 一九 ○ 一 四四 四 一 二 九 二六 二八 八 二三 一五 四 六 四 一〇 三五 二三 七六 九七 二五 八七 一〇 二八 五九 二一 三八 七九 七七 二三 〇八 五二 〇〇 -- | = -+ | | | = | | | = = | = | - | - | | | | E | = | II 五 七 六 六 五 一四 七 八 七 六 四 四 八 二 二 〇 一四 三二 九三 二〇 三丘 五三 六丘 五五 二九 一〇 四九 九五 四四二 九八 五七 八三 八七 一四 七〇 三四 四七 四四 九九 六四 四五 六三

救護事業

○照鵬済生會の趣意書及定炊要領

湾生會の旨趣は普く知悉せる所にして今更之を 繰返すの要なきも左に同會協賛の趣意書及定数

趣意書

海生教療の事教濟事業中に在りても民の休蔵に最も察切なる關係が、て大なり殊に國連の進暢に伴ひ之が施設を貸すこと更に一層であることは言を須た中國家衞生、一般經濟の上に終するも其影響の事めるにあたり慈惠教濟の資として特に内帑の資四十萬國を衛命事めるにあたり慈惠教濟の資として特に内帑の資四十萬國を衛に途す益を収入した。 本語縣に下賜せられてより以来年を関す十有四年資金も亦積で二各府縣に下賜せられてより以来年を関す十有四年資金も亦積で二各府縣に高國に重んとす今や教濟事業は公私施設を通じ既に四百有餘に途す益々改善の質を擧げ完成の域に達せしめんことは前途倫督を邀遣なり

徳安遠にして窮民な軫念せらるへの遅き誰か感奮興起せざる者の民に對して施懸敦娘以て濟生の道を弘めよとの 勅語を賜にり特民に對して施懸敦娘以て濟生の道を弘めよとの 勅語を賜にり特民に對して施悉敦娘以て濟生の道を弘めよとの 勅語を賜にり特

日干に就き僅に一四四を示し獨遠の如き亦遞減して一八を示す我 獨の諸國に在ては近年著しく一般の死亡率を減し英國の如きは人 を完うし一國の活力心消耗せしめざるを要す死亡統計に於ては英 るの弊なきを期し醫藥に依り快復すべき疾患を治癒せしめ其天壽 り救療を爲すに常ては先づ施療の要否如何を甄別し情民を助長す 民なして為に益々生計の難を感ぜしむるの傾向なきにあらず固よ の多し殊に我邦近時經濟狀態の推移甚だ著しきものあり多數の細 體及個人の經營に係るもの其施設尚頗る不完備なるを発れざるも として經營の職稽観るべきものは二三な算し得るに過ぎず其他團 に著しき遜色なきを得す現に公費救護の法規に據るもの、外機關 施設の實狀は尚遠を泰西に及ばざる憾あり殊に施療教濟の事は更 及ばざらんことな恐るくの状あり顧みて是を我邦に察するときは て其天壽を完うせしめ一には此如くにして の未だ甚しからざるに先ちて早く醫療を加へ一には此の如くにし を呈ゼリ如此は其由て來る所固より獨公私教療の不完備にのみ是 は著しく其減少な示せるに拘はらず我に在ては却て漸次増加の勢 小兒死亡率の如き從來彼に比し遙に少數を跨りしに近年彼に在て か算し大市街地に在ては百分の十八乃至二十一の高率を示す殊に 亡總數百分の七二五なりしもの爾來漸次增加し今や百分の十內外 ず庶民病として最も恐るべき結核死亡者は明治三十二年に全國死 に在ては今尚依然千分の二十內外を示し毫も減少の傾向あるな見 歸すべきに非すと雖も貧民救療の施設にして其宜しきな得疾病 能く其勞務に從ふこと

ちん施鵬救療の殊に今日の我邦に急なるを聴するは蓋し之が為めらん施鵬救療の殊に今日の我邦に急なるを聴する所必ず大なるものあな得せしむることは其一國の活力に聘補する所必ず大なるものあ

電信の普及貫徹を期せんとす。
電信の普及貫徹を期せんとす。

定數

一條本會は恩賜財團濟生會と稱る

第二條 本質は明治四十四年二月十一日内閣總理大臣に賜はりた

業を擧ぐるを以て目的とす

第三條 本會日前條の目的を達する為め左の事業を行ふ業を擧ぐるを以て目的とす

二、全國に港り施獎教療の普及な計ること

一、東京其他全國適當の地に漸次療病院を創設し之を經営する

翌くるものとす

業

第五條 本會の事業施行に付て必要なる事項は當該行政廳に之を第五條 本會は事務所を東京――番地に置く但評議員會の議决を発電さることを得

さ七餐 本倉の設立の日に於ける資産は常室の恩賜金及其利子と

第九條 本會に評議員會の決議により總裁の承認を得特別會計を いることを得

の承認を経て不動産を買ひ入るくことを得て特別の事情ある場合には評議員三分の二以上の同意を得継載をは郵便官署又は確實なる銀行に預け入れ利頼を圖るものとす者は郵便官署又は確實なる銀行に預け入れ利頼を圖るものと

第十二条 君言 かる長 こすし

第十二條 聖旨を奉戴し本財國襲費の爲め寄附する金品は永遠に第十二條 聖旨を奉戴し本財國襲費の爲め寄附する金品は永遠に

會員の種類及待遇は朋に之を定む

知事を担任している。
知事を表している。
知事を表している。
知事を表している。
知事を表している。
知事を表している。
知事を表している。
の者とは、
の者には、
のるには、
の者には、
の者には、
の者には、
の者には、
の者には、
の者には、
の者には、
の者には、
の者には、
のるには、

第十五條 本會の食計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十第十六條 本會の食計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十第十六條 本會の後第に毎年度評議員會の議決を經て總裁の承認

護

本縣出獄人保護規程

(四四)

せられたり全文左の如 程は去五月十三日川路知事より訓令として發表 佐藤典獄より交渉中なりし熊本縣出獄人保護規

第百六十九條二佐り出獄入保護二國スル通報ナ受ケタルトキ又第一條 警察署長、分署長及市町村長ハ典獄ョリ監獄法施行規則 サ前項ノ名簿二登載シ保護誘導ノ用ニ供スペシ 巡査派出所巡査駐在所ニ在リテハ其受持部内ニ居住スル ノ出獄人保護名簿ニ登載シ協力 ハ出獄人ニシテ保護ノ必要アリト認ムル者アルトキハ別記様式 シテ保護誘導ニ努ムヘシ 出獄人

注意シ荷モ荒意不良ノ行為アリタルトキハ之升我飾シ以テ累犯 =/ ノ豫防ニ努メ又ハ必要ニ應の就業授産ニ関スル方法ヲ指 警察官吏及市町村長八常二出獄人ノ行狀並二生 活狀態二 示スペ

當ナル公私ノ團體又ハ個人二驅託スルコトチ得 前項ノ場合ニ於テハ其 ノ嘱託ナ受ケタル者チシテ毎月一回被保

護者ノ行狀並ニ生活 祭署長、分署長二報告セシムベシ 分署長 ハ報告ニ係 ノ狀態及職業二関スル勉否ノ狀況ヲ所轄警 ル事項ヲ相當名簿二記入シ其ノ謄

四十二 六 第 卷 第二條 出獄人保護規程

警察分署長及市町村長 八流議 ノ上出獄人ノ保護誘導チ 適

> トキハ直二之子名簿二記入整理スペシ 本升關係市町村長及受持巡查へ送付 市町村長及受持巡査、前條二位り謄本ノ途付ラ受ケタル

第五條 警察署長、分署長及市町 報シ之子名簿二記入スペシ 村長ハ其 ノ親 察 ノ狀況サ相互通

ノ通報チ受ケケルト

第六條 キハ之チ受持巡査ニ通知シ名簿ニ記入セシ警察署長、分署長ハ市町村長ヨリ視終狀況 努ムヘシ シ被保護者ノ保護ニ關シ世人ノ同情又ハ注意サ喚 警察署長、分署長及市町村長八公衆會同等ノ機會サ利用 ムセシ 起スル = 1 ==

第七條 警察署長、分署長及市町村長ハ被保護者ニシテ作業賞與 長二於テ保管シ其ノ流費サ防制シ叉利益ノ觀念ヲ誘起ス 除クノ外之ヲ郵便貯金又ハ銀行預金ト為サシメ其通帳ハ市町村 金其ノ他金錢チ所持スルトキハ正常ナル目的二使用スル モノチ ルニ 努

署長及市町村長ハ其ノ事由ラ調査シ止 被保護者二於テ貯金拂戻ノ請求サ為シ モノノ外之升於認スペカラス エムチ得ザル かル ナ得ザルモノト認ムル

第八條 被保護者縣內二於分其住所升移轉少 護名徳及貯金ハ其ノ通帳ナ移轉先市町村長へ受持巡查へ所屬醫 長、分署長八鞍保護者名簿→移轉所轄醫察官署へ市町村長八保 察官署所轄内ノ移轉ニ 限 八移轉先受持巡查へ其 びル 少十 ノ保護名億 " 警察器

第十條二準シ其ノ名簿チ取扱フベシ 被保護者ノ移轉先所屬警察署ノ所轄外ナルトキハ受持巡査

長ハ名簿ノ備考欄へ其ノ旨朱記シ保護期間附屬簿トシテ之テ保署長ハ名簿チ添付シ其ノ旨移簿地所轄警察官署へ通牒シ市町村九條 被保護者縣外二其住所ヲ移轉シタルトキハ警察暑長、分 ~

町村長ト協議ノ上其ノ貯金ニ關シ機宜ノ措置ヲ爲シ其顚末ヲ但シ貯金ヲ有スル被保護者ナルトキハ警察署長、分署長ハ市 知事二報告スペシ

第十條 被保護者逊亡又ハ行衛不明トナリ 死亡シスルトキハ名簿ナ削除スペシ 欄へ其ノ旨朱記シ保護期間附屬無ト シテ之チ保存スペシ

第十一條 但警察署長、 本規程ニ由ル保護期間ハ三ケ年ト 分署長及市町村長ハ協議ノ上之チ伸縮ス ス

77

事

第十二條 シ相當名簿へ記入セシムへシ ノ結果ラー 受持巡查二 通 知

者ニ關スル成蹟ヲ調査シ甲號標式ニ依り翌月二十日限知事ニ報第十三條 警察署長、分署長ハ毎年・〈六月、十二月)二回被保護 告スペシ

項ノ報告ハ同時二其 但ジ 被保護者ノ行狀ニ ノ聯本チ作り熊本監獄典獄ニ送付ス 闘シ顕著ナル事項ハ其 ノ都度報告ス

> 第十四條 市町村長ハ被保護者ノ貯金頂リ乙就機式二依り調査シ 毎年(六月、十二月)二回知事二報古スペシ

第十五條 獄サ許 別記樣式 サレタル者 縣外日以移轉少來 = 17 護二関シテハ本規程ヲ準用ス

出年氏大	護保及扱	シ闘ニ	视	察	狀	况	備	考
歌								
43- J								
#A た 1								
4-W								
月								
日獄								
即前								
科								
名)								
刑刑前								
科科								
期名)								
和り数								
常新ノ								
日三日			i					
事中貯頂コ金								
闘保ス登	200							

救

取扱 人員 明治 乙號樣式 計 越前 男 考 女 11 越 員 人 獄 チ愛知通 年下上 獄人獄人 ケカ や出 保 獄ーケチ通 人出ザ受知 リョ内縣 3管他 預 半期 護 入金 出 者 リョ時府他入轉り 額 獄人保護成績表 ST 貯 ルタキ解チ護保 ~內縣 拂戻 ~管他 金 **一縣府他** 住 轉 出 入 再 調 100L 金 死 Ľ 額 迯 走 何市 ä 者ルア狀ノ惨改 村町役 貯金現在高 役場 者レア情惨改稍 所 者キナ情俊改 在 1 計 者ルク受き管保ノ金貯

的

らざるより山本典獄より

知事に

對し

保護規程を發

左の規程を見る

表せんことを交渉せしが愈機熟し

に至れ

出獄人保護手續

告を徴しついあるも未充分なる効果を奏するに至 **嫋する事とし二年間を四期に分ち保護に關する報**

ムムベシ

第二條 市町村長八別紙機式二撮り 出獄保護人名簿ヲ備へ之ニ前

名簿乙號各欄ノ事項ハ三箇月毎二登録スルヲ要ス 胸項名線ノ内甲號用紙ハ典獄ノ通知書ヲ以テ代用ス條ノ減保護者ヲ登錄スペシ iv = +

9

得

第三條 續ヲ爲スヘシ トラ知リタルトキハ奥獄二照會シテ通知書ヲポヌ前候同様ノ手三條 市町村二於テ第一條後段ノ俣護ヲ要スヘキ出獄人アルコ

第四條 犯發生ノ防遏二努ムベシ 注意シ必要ニ應ジテ訓般ラ 必要ニ雕ジテ訓戒ヲ加フル等敬保護者ノ品性ノ改善政市町村長及醫察署長醫察分署長ハ常二被保護者ノ行狀

累 =

人保護事護ニ從事エル者神官僧侶教師其ノ他適當ナル個人公私第六條 市町村長ハ鞍保護者ノ保護ニ關シ其ノ父兄舊故若ハ出獄 第五條 時報告ラ微スペシ 前項ノ場合二於テハ被保護者ノ行 團體等ヲ指定シ之力保護誘導ニ當ラシムルコトヲ得 ラ周旋シ又其ノ部内ノ公共關體ノ勢役二ハ可成之ヲ使役スヘシ 市町村長ハ被保護者二對シ必要ニ題シ職業ヲ紹介シ居所 狀ニ付其ノ 指定保護者ョ 1) 随

第七條 ト為サシメ其通帳ヲ保管シ保護解止ノ場合ニ之ヲ本人ニ交付ス 受ケタルトキ又ハ勢簡貫金ノ暖金アルトキハ可成之ヲ郵便貯金 町村長八監獄ヨリ被保護者二對スル所持金等ノ送致ラ

ムヨ得ザルモノト認ムル場合ニ限リ之ナ交付スペシ被保護省ヨリ前項貯金ノ搾戻ヲ請フトキハ其ノ事情ヲ調産シ止

獄法施行規則第百六十九條ノ通報ラ受ケタルトキ又ハ保護ノ必一條 市町村男男者新町り町 要アリト記メタル者アルトキハ協力シテ之力保護誘導ヲ爲ス 市町村長及警察署長警察分署長八出職人二付與獄ョリ

事情アル者ニ對シテハ此ノ限ニアラズ 護ノ期間ハ二年トス但シ引續キ保護チ要スへキ特別

第九條 市町村長ハ出號人ノ保護ヲ開始シタルトキハ被保護者ノ 署長ト協議ノ上其ノ保護ヲ解止スルコト キ及六箇月以上居所不明トナリタルトキハ警察署長又八警察分 前項ノ類限内ト雖モ市町村長二於テ保護ノ必要ナシト認ムルト 7 10

ヲ知事ニ報告スヘシ 氏名保護ノ方法及第六條二依リタル ハ其ノ擔當者チ具シ之

ラ毎年二回(六月、十二月)知事ニ報告スヘシ但ジ被保護者 市町村長及警察署長警察分署長ハ被保護者二關スル保護ノ狀況 市町村長八被保護ワ解止シタルトキ ニ報告スヘシ ハ其ノ事由ヲ附シ之ラ知事

行状二隅シ顕著ナル事質アルトキハ其ノ都度之ラ報告スヘシ

第十條 被保護者住所ヲ移轉ジタルトキ ノ市町村長及警察官署ニ通報スへ 受ケタル典獄二送付スヘシ 本條ノ報告ハ縣本ヲ作リ同時ニ富山地方裁判所檢事正及通知ヲ 本條二依り町村長ノ提出スル報告ハ郡長ヲ經由ス ハ市町村長ハ之ヲ移轉先

(様式) 住" 甲 原 所 籍 名 氏 生年月日

備考 一縣出 人保護

入監前に於ける當人の素行より家庭の狀態等逐

覺悟及 就 かし

監獄に於ては囚人を釋放する時親屬を召喚

Щ

保護監督の大要を説示して同道歸往の途に 聽取したる後更に當人と會見せしめ将來の

其後の保護方に就て出監後二年間所屬寺院に依

署名印

たべ 九の七 20% 九〇五 元〇四 九〇川ー 10

11,110. 1

CE S

困難なる分類の問題を惹起せるあり。竟に内務

監獄制度に於ける、

裁量の除地を

婦人参政権運動と關連して、罪質前科に基く、一方に於ては期の事實あり。更に本年度に於

一美 二、豐 ラー

定の

效果を舉げ得ざりしものなりと日

ふを憚ら

百九十八年の

於ける職務の惰怠を明證せり。概言すれば一千八

其他の典獄は、又裁判所に

其數男五人女十

監獄條例所定の裁量範圍は、

ーカの七

1 700

1718

11,12

四人に過ぎざるなりの

二班に入らしめられたるものは、

員一萬八千四百〇八人中、裁判所の宣告に依り、第

九二

1二九〇五 1.20%

月十	月九	月六月三	21	備	~保護	出監告	特	中性ノ質	犯狀	前	ル保	出監
	の出 素嶽 行後	ノ出 素監 行後		考	キ罗要ス	時携有命	技	行及在監	八概要	科	ノラ氏会	出監年月日
	活案 ク庭 状及 况生	活家人。				7		7. 图				
	摸交 模際	模交										
大 温 龄	無職 及業 勉ノ	無職業と			20.00						42	开名开其
が、日本の	否有 入資産 以収 収収	入産産財産の			(Marie 1) 194							
	世評	世評								1		
	要保護	要保護			(1) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4						78	

十八年の監獄條例實施以來 26. らざるものなることを言はざらんとするも得さる 權の 於てい 類の成功は 班級別人員を舉ぐ 使益々 下表の示す所に依りて明なり、 十分に之を指摘したり。而して斯の如き職 九二 遞退し 裁判所の自由 n ば下 監獄改良家の企圖したる分 の如し 裁判所の為 裁量に之を期待すへか 第 千八百九 班

τ,

吾人は

ル」監獄の典獄の報告に依れば、 に比すれば、 四百 其二%五六のみにして、 七千五百五十九人中、第二班に入れられたる者は して然るに本年度に於ては今之れに該當する五萬 處逃に適したるものなりと想像することを 罪質重 十七人中、 減少を示せるものなりの「リバブー 三%六四を第二班に入らしめたる 斯の種の犯人の大多數は、 に関すべきこと之を推測する 之を前年度に於 本年度の收監人 六萬

監獄改良は、 ひし、 の自由を認め、 八年の監獄條例が裁判所に與ふるに の途を明にすべしと云ふの意なり。 刑者の罪質及前科 0 へられたる重要なる職務を利用すること甚た吝 行刑上の定説たり 目的ありたるに依れりの然るに裁判所は、 分類拘禁の進步を速かならしめんとする、 刑の執行を命することを得せしめんとしたる 監獄處遇の方法を異にせる格別 分類拘禁を緻密ならしむるに在 依て以て「犯人の罪質 の如何を斟酌し 裁量範圍の擴張 分類拘禁の 緻密とは、 以て個人處遇 一千八百九十 前 の班級に於 る廣き裁量 科に從 るこ

飜 譯

英國監獄参事會の内務大臣に

對して爲したる報告書(四)

(其の四)

禁錮監獄制度に於ける

用するを不可とするは、 規定と雖も 殘虐乃至破廉耻の罪を犯したる者に適當せる監獄 亦此の見を持するものなり、從て余は監獄参事會 きも而 普通の手續に從ひ條例たる效力を得せしめん んと欲し之が手段として下の如き法案を提出 に認めらる) めたりつ く此の間 て為され て、 以て彼等の自重心を害する も廉耻を破らざる者に對し 内務大臣の監督の下に、 たる内 の方法 の消息に 下院の質問 之を性質概して善良、其罪は惡むべ 事項を改廢せし 傳ふるも チウャーチル 前 相の意見にして、 のなりの日く、一好講 むることを得 本年三月十五 て、 ものなりと一般 監獄の處遇を緩 らざるに至 一氏の答辯は、 其儘之が適 せしめ 余も こと

(OE)

「、作業、運動、看讀書籍、其他に關し内で、好講發書會は、獄衣、入浴、理髮、監房は、監獄參事會は、獄衣、入浴、理髮、監房は、監獄參事會は、獄衣、入浴、理髮、監房は、監獄。第二班又第三班に入れられたる受刑者にし

を希望す」との

監獄規程に定めある一定の事項、即ち獄衣、檢身、 其後內務大臣は訓令を發し、監獄參事會をして、 原則に應ずるものにして、 刑法の適用 一千八百九十八年の監獄條例に基き定められたる る軽 る處遇を軽減することを得。但 受刑者の 依り、 大臣の許可を經て、 處遇を輕減することを得せしめたり。此の 監房掃除、作業、運動、看讀書籍及接見に 班受刑者に關する規程に依り、 を多少、 の範 破廉耻犯者に非ざる者に關しては、 罪質及前科を斟酌せるものと謂ふ 園を超越することを得す。 緩和するを得たり。是れ蓋し、 從前の規程に定め 即ち監獄紀律 許可され の勵行に 軽減は

を以て、内務大臣に於て、若し爲し得くんは、至あるのは其罪質槪して輕微のものたるべきに构はらず、其納付を遲滯するものあるときは、該裁判らず、其納付を遲滯するものあるときは、該裁判に急せらる(其ノ五)、罰金滯納者と禁鍋。

本年度に於する所引引引き取ることに決定せらの傾向を抑止するの行動を取ることに決定せ

を示せば次の 納付せりの 三人 本年度に 百五十三人の滯動者の内、一萬三千百八十六人(即 七萬九千九百六十一人にして、其內九萬七百五 四%過)は入監後其の罰金の一部乃至全部を (即五十%)は罰金滯納者たり。此等九萬七 而して此の囚人の多数が犯したる罪質 V る新受刑 者 の入監人 員は 其總 數

路事等	育條例違	感意 數 章	\$	道路取締條例遠背	警察規則、町令等	如質
						受
						刑入
		. 35	-		_	へ 監
元	1114	五七、四一八	0.四八0	7,304	1111	者
		44,0%				內罰金滯納入監查

向を矯正することを得べしと期待したりき。然れ罪囚を檢試官の監督に属せしめ、以て上述せる便檢試條例實施の當時、吾人は是に依つて、相當の

滅却せしむるに至るものなりと。 罰を異とせざるに至らしめ、 の性質を執拗ならしめ彼等をして恋も犯罪又は刑 して、 獄の報告に きことを遺憾とせりの「デヴァイヅエ 多數の典獄及教誨師は、檢試條例の適用不十分に 注意を喚起せざるを得ざる事項なりと云ふ可し。 てすれは、大なる社會的宿弊にして、 に之を監獄に收容するは、 如上の繁寶は之を救濟するの希望なきに非 に於て滿足すべき結果を得、 たりの 26. 微罪者、 3 大臣に於て目 して、繰返して短期刑を科するときは、 時 特に未成年犯罪者に關して、其の弊甚 日を許可するの制度を創むることを得ば、 如何なる方法を採るべきやに關しては 特に幼年徽罪者を、 於ては 條例をして一層 る所 1 、腰々同一性質の微罪を爲すもの F 之が考究を為しつゝあり。此點 十分なる效果を てす 監獄参事會の意見を以 の效果を 且其の改善の希 且同 急速に又屢々無益 時に ス」監獄 收めんが 速に議會の 罰金納付に めざるに似 がず。蓋 彼等 の典 たし . 為め

にして 監獄 て非常 幼 ti を得 方法を採用 年の ム」監獄 たる罰金を納付せざる 刑 , 其刑 12 て、一 を以て 犯行刑 送攸せしむる かりしに事弦に なる弊害を及ばするのなり。 (其の六)。 共 すして 0) 以下の の六十 和 圳 矯正せんとするが如 罰は軍に實効を缺くに止まらす、反 教誨師の は五 たりとせば たる等の犯行に 五月又は三日と の数 六人は H以下たりの習其性となり 監獄 に至 を受けたる幼年者百二十二人 報告すること下の に遠 出 カジ 脈に於け 主として博 るを惜 でざり • 為めに、多數 考試 きは、 云ふが しは 條例 る講演 50 b. りの「ナツ 路に 奕賭 若し別 遺 0) 絕對 如き、 しばなり 適用 其 如し。 幼 0 0) 事犯に関 フ 年者 不能 宜し に他 チン せら たる 一昨 0 短 聖 期 0 0 1-3

(二元)

を規定する別段の制度あるに非ざるなりの内務大と雖も、此等は事全く篤志者の盡力に止まり、之に之が實行をなし、近來甚だ其の獎勵に努めたり修身、歷史、及科學に關する講演に關しては、旣

此意見に基き、之を大職大臣に謀 威力を害せざる限度に於て、長期 のに 議せり。此等の事項は は 之を許し來りたるる 純潔なる教化的音樂を臨時に聴かしむる L 13 2 ること、 開する べく カン て作業に 之に替するもの 對しては、 長き間必然 經驗 和することを可なりとするが とする むることを得 有給 監者 支 n の示 する 的 をし 制 特 することを以 度の設 す所な 殊 12 の紀律 て、 0) 斯 のにして、 なりの而して内 威頼 * ~ 00 立 製を 懲役監に於ては b: 3 を楽亂 の慰藉を奪は 野 15 0) 要する費用 喚起せしむ T あ 優雅巧妙なる 懲役の せず 766 り、且 て講演 老 3 聖 脫 n 務 3 行 L 大臣 如 0) -) 2 は 及 3 n 3 調なる たるも 同 4 方 CK 5 臨 各 樂を 137 忠 時に 曲 法 時 は、 良 7 0) 0 te 1-吾 0 ts か

を受け する立法 護 3. 3 0) 10 護 家政を 該案 人は之に對し、立法理由を具して成案を進達せり。 のに關 0) 3 の下に 同じ) 診 関するときは、斯の如き 監督を以てするに非されば、再犯の處あるも 歡迎す 百 問題のみに限りて之を論せんに 6 斷 遇を施すの 當 たる者に のなりとする是れ 書 探るに堪へず、出獄後之に施すに特殊 依れば、受刑者にして、若し、生計を立て、 ならざることを發見せら 如 特設場に を求めしめ、 (此診断書は精神喪失者に附與するも 、べき旨、 何 インを措 其の 特別なる制度を創定する提案を、非常 因り の重大問題なり。然れ Ŀ して、 要あ り、此等に對する一般立 移送するの權を 普通の刑 大臣より 0 100 精神筋缺に 之に依りて、 とせ 加 論精神耗弱者 精神の腐缺 監獄行刑 達ありたるを以て、 罰的懲毖に適せさ n 依 Ŧi. たる 共今 6 內務 彼等を相當戒 百 監獄に 明白なると 彼等 人 行 大臣 --法 は 刑 般に 監 に特 上 拘禁 獄處 的 12 禁 0) の年 懲 3 關 興 0) 0

ば、彼等に關うが注意を求め、 間ば、断、 T さてれは ランカスター 果は とす ことを望みて るに ずる をし し定員 神 12 なく するも 至る迄、 今 て、 るも 1) 0) 0) 必要あり 吏に於て る醫務官 監獄 之を監 のに 癲癇の多 H 受刑 趣味ある意見に らしむるも のなることを確 する狀 のりと云ふ。「ウエクフィ小運の民を御するには別時の人押送するが如きは無情の 且つ此 の實 して 特設場 h 3 者に 監試 吏 點は 之を 觀 0 多 况 竹 0) を障碍 種の設備 12 は、屢々監獄に出入するを 報 典獄 は 一幅を要す。 のあ T 柳留 告に依れ 釋放する 移送することを得せしめ 頒 不備の の在監者多数で占 る悲惨 幾多の声 注獄 りと云 25 でる制度を定め 意の する から 器務 監獄制 之をして殆 も危慮なしと認 狀况の下に在り ば、漫性酒 多 年 8 4 極其 度內 官吏 例 0) 段の の言に 85 0 なりの 度を適實 處置にし n 彼等を ド一監 於 2 に闘 h 6 むる 游 似れ 1 和 大臣で す 2 3 1: h

録

(五五)

點として放線狀に建設せる

は正に此

0

理

直 曲に

して分房翼形狀を半圓形とし二翼は一

々六十度の角度を以て建設せ

均しと雖も他

配

置と方向の關係を圖に

東京監獄內炭 雜 (第二回) 酸瓦斯測定

醫學學院 東京醫科大學衛生教室 瀨

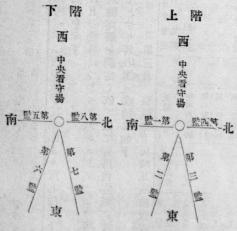
務所長 監獄 て今こ 空氣汚度試験に就き第一回 去歲四月 東京監獄に 監獄 の構造並監房配置等につきて記せん ゝに其の成績の報告をなすに先立ち少しく 大草東三郎氏によりて報告せられ より五月に亘り 類 東京市牛込市ヶ谷富久町に 所坪數 監房及び工場は て檢查したる東京監獄内 報告は 既に東京監獄醫 在 たり而し 0) り而して とす 如

懲 役 獄 監(女男 種 類 坪數 地所 分 房 雜居房分 數 死三 坪 房 雜居房 數 棟 I 數 坪 塲 100 數

拘 附 其 留 役 監女男 場 三·曼马 文文 六6五四五 5 置

各翼の中央にないりの 報告も 架場等 り此の b 形、蹄狀形、丁字形、十字形 べき構造を可とするは一般 定點より各監房を悉皆同 方形或は長方形等あり然 故に所謂 備 抑も T 取れり 拘 監房の を云ひ(×)を附せるは 物上の主部は表が示 置監は木造二階建にして監房の配置 た其の拘置監に 表中(其他 央看守場を起點 配置は 即ち中 步廊を取 其の 央看 り其の つきての試験報 守場より 時に れども拘禁 司獄 す如 兩侧 種々 放線形又は 用 く拘置 地なり 0)1 監房を配列 て四翼を出 の目的上或 T 日字形正 告たるな 監 る所なり なり 行 を放 せ

より十分に射入 つるときは最も便利なりと決議せるは要するに如 分配は可成均一ならしむるを可とし而して總て監 看守 る可からざるの等差を生すべし獨乙司獄官委員會 よる 計の良不 是なり別言せば日光及び空氣の配布が其 て被拘 き配 て監獄建築者間の主要問題は以上の ども中央看守場を起點となすの點は 此の目的を達するを得べく其の 監房 部は 採光、 形とし或は十字形となす 囚徒と交通 三翼に收め第四翼は専ら監督部及教會堂 場を中心とし各翼直角に相接し空氣と日光の 分房敷五百を有する監獄の分監房は其 なり 翼を設け其の各翼に 暗惨冷濕にして疾病誘發の場所に置 禁者が受くるの自然の恩惠の均等なる配布 にありては在房囚人が互に窓によりて他 温暖 良によりて拘禁せられたるもの し且 東京監獄が する慮なく日 通氣上の豐富なる天惠に浴 つ監督者数を減じ得べき理由 監房 監房翼を中央看守場を 光及び空氣は が如き差 を配置 分房翼の 如き關 する 1 0) なり而し 各方面 0 かれ 建築設 L 或 係に於 一に充 中央 他 一部 すれ 3 0 示 ~ 翼在房者との交通防遮上には十字形に劣る所ある らる故を以て各翼間の距離は互に相 る而 12 せば下の如 きなり、更に監房翼の 建ち他の二翼は各



は正に八時二十二分なりし而して歩廊

就きて試験空氣を採取

せり其の全く了りたる時

其の翼端

(備考)

括弧内は階上試驗個所を示す

拘置監内の空氣採取を了り屋外は中庭五ヶ所

の不足より六時二十四分に

め一時間内に

終結せん

とせしも場所の廣きと採取

空氣を採取し始

開始

し八時七分を

時間を經で即午後六時三十分より

閉監時刻が午後五時三十分なりしを以て閉監後

試験用空氣採取は其の當時に於ける

を示せるものなり此の

に於て監房

場合に於ける

配列せる歩廊の炭酸瓦斯量

し種 てに第 等つ監 大ははり の創第 さ居民に びに至 しる のて各 **愈小翼** のは中

炭酸丸斯を測定し依て以て監房内空氣汚度を知ら

ッテ

2 =

.1

フェル氏法に

より

とせり其の測定成績は如下

高さを示す

)内の數字は牀面

より

遠其他の下様迄の

視察孔

內個

0.0

0:0

金

食器孔	進和孔	通 氣孔	II.	意	虚房	
PA W	外侧	为侧	相侧	外侧	内被	
幅長	幅長	幅長	幅高	幅高	福 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
0.40	(年(*0) 20160	0.40(三個ラ有ス)	11-20 (O)	三十九五 (五十))	九章20八章六立方尺	第四、八監ノ監房
C#30 CH-04)	0-五0 (0-次重)	H-110 (0-<0)	# # PH	三字次の (至をし)	二天代、土土立方尺	八監ノ監房第二二三四五六六
十回同のない。	同同同	月同日本会		同交流	取空時無間探に	炭酸延斯を測定し依
第第六五	中第一	第 第 第	第第	第第中二一央	2	定し依

100	F			月		<u>N</u>						日月
同	同	同	同	凬	同	間	同	同	同	同	午级	取空
977 0 1981 1975	が **	K+112	もス	Not.	大。五二	大多六	111104	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	水。乳光	大・田田	後八章	時氣間採
変え					CV.	10.	階上					
第六監翼端	第五點翼端	中央看守楊	泉西温葉中部	第二監製中部	第二監翼中部	第一點翼中部	第四點翼端	第三監翼端	第二點翼端	第一監製端	中央看守場	試驗個所
ズム	100	IX.E		11301	九元	100	八二	12011	rey.	一八三	一八名	氣溫(歩廊)
世界からし	山北大の日	といれまし	13000	七五九七八	いまれる人	七五九十	北九人	14.00	七流光。八	七九九七	七死。七	京 密 迷 選
0.81	0043	0.45	N. O. S.	0.40	0.10	0.51	Oossi	0.31	・の元	G. 32	1,000	炭酸量

-		
	1211172	
4	-	A CONTRACTOR
g:	123	
LIII	更に第三	
in.	1000	
1000	12	
S		
231	***	
17	324	
n.	595	
	-	
	-	
	200	
	353	
	AX.	
	0.00	
	In	
	T	
	4m	
	125	
	12:414	
	1214	
	7514	
	16.2	
	2	
	25.09	
	Sec.	
	the.	
	150	
	7	
	**	
	1000	
	182	
	2.2	
	300	
	765	
	1000	
	La	
	2	
	Me36-	
	U.S.	
- 4	11	0.000
	2000	
	1	
		3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
		The second
- 31	335	
- 14	43	
8		1000000
	100	
	17	
		1000
×4		
: H	1216	3
III.	200	K-35/62/08/19
- 24	12	170779
- 25	121	1000
0.00	13.4	JERNESS 1112
22	tef	THE STATE OF
3,	11	119921
114	ALC: U	175000 127
100	4000	C 30 ST 10 / S
116	72.35	1522-200 m. V.B
68	三表を細別し炭酸量を階上階下軸東川二	中心是 图1

今·

第八監藝端 第七監異端

13 八き

1.00.4 七五九十八

0.71

れば如

									-		-
(第四八	第二七		7:						ф	試	
WY TOT	De le	EL SEL	By mi							驗	1
фф	異中中	異學	異學中中							個	15
部部	部部	部部	部部	均	器端			缆端	場	Đĩ	P
							N. I	; B;	10	階	1
0.2	0.4	0.	0	0.	0	0	0	0	0	止	-
346	3	8	=	36.	# .	7	五八	31. 30	13.	3/4	
										階	
0.	0	0.	0	0	0	0	9.8	0	0	F	
Est	20	贵	2	ö		#	*	* 12 E	17.	%	
M	東	東	南		南	東	東	南		軸	
						*			511	棟	
北	北	南	北		北	11:	南	12		811	
	八監案中部) 0·8% 0·88 南	八點翼中部 0.470 0.4次 東 2.監翼中部 0.4% 東	八監翼中部 0-2% 0-3 東 · 三監翼中部 0-2% 東 · 三監翼中部 0-2% 東		一 監 翼 中 部 0 · 3	八 監 翼 ²	大監翼中部 0・元 0・元 南南 東	大 監 異 端		央看守場 00名 00名 00名 pp m m m m m m m m m m m m m m m m m m	大 監 異 中部 部

風向 同同同同同词词 10.0m 六の四七 10 E 大き二十 七時8 平局均外 第二監翼中部 蒙古監察中部 七一八時日 八十九時S 八八 A.0 七九九八 \$40*1 七九十七 七九十七 E#0 0*** 0. 0e (31)

風力

第三表は放線狀に配置せられ其の兩 六一七時六三 迷 七一 八時六十三迷 八

大_時時採空 言分間取氣

位監房

員人

監房氣積

量

一世

四右 三左側端

側端

宝气三六 八〇、八七七二〇・八一六・四

天、云七二:0

中語

云左側端

**

E0. 0.10

左

一

監五第

三十二十二四

三左

側端

天 五二

監八第

側端

左 右側端

次比位でなる即 置東りに北面 にち T 炭建の 温の關係は下の如して第三監及び第七監は中央看守とり故を以て階上階下共に他の大向に走る一様にして尤も風を大震量多きを見るなり して尤も風を受けざる七監は中央看守塲より見して 其の速力は六●三迷 の監房翼に

試驗側所	類層階	外氣溫	外氣溫內外溫差	泉 温 階	外氣溫內外溫差下
中央看守塲		14.01	<u>=</u>	八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二十二十二十二十二十	1×0×
第一監異端	지·의	14.	=	14.0	六。回
六點	八名	元九	Ī	元当	I Keil
(第十監異端)	1501	至人	N 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	~ 으	<u>₹</u>
(第八點翼端)	₹	三五4六	×	140	元 • 9
	八。五	一张人	theli	一七十九	14.00
第一監翼中部	元0		= 1	1 ₹•0	一大。当
第二監翼中部)	た。山		中山	7.00	₹.
第三點翼中部)	NeO!	五	pal o di	~×	**

括弧内は 階下 所 を示す 八島

不八點翼中部

HE.

氣との温差 は前者は攝氏二・九度にし 氏二・六度なる成績を出せしなり を以て其の間には攝氏一二度の差を生せり為め 外氣の温度は 七監翼中部 に第八監翼中部の温度は聶氏一八・三度に の温度は攝氏一八二六度なり而して外 試験時間が 一時四十三分 後者 して第 日 b 12

然れども氣温と炭酸量の關係を對比するに炭酸量 六、七、監に於て氣温の他に比し高きをも見るなり たり猶ほ風の吹き通さいる方向に 廊全長の中央部が翼端よりも温 又前表に依て階上が階下よりも温 大なる第三監第七監に於ては外氣との かなるを知るを得 建てる第二、三、 して各翼步 の温度高 温度の

第 監房內炭酸測定成績

「四月二十九日晴天」

100

七天。三〇。云

猾は雑居房につきて見るに拘禁人員 占有監房氣積の減少を來し **同時に炭酸量の増加を**

度 m

高

きを認 て

8 0

得

-

第

表

階上

獨居 監房

階 12 0)

カジ 於けるよ

階下

0)

夫 6 3

11.

11

此

T

9

>

も温度

體 1

に低

於ては

常

よ

-

T

增

加を ては炭酸量

認

3

をう

1%

獨

居

監 0)

0)

し即 長の差 を以 2 氣を引き 力; 五監より 故 第五 8 0 3 1 て其 せざ 係ら 第 居 13 カ 叉各 12 位 T 風 少し 置 四 監とを比 監は の平 カ 0 ことを見 位 to 12 起 監 す 加 ~ とは を得 之を第 酸量 する 其 す 3 0) せ (等の機 監房 均 差 T 3 h 1 き條 U を取りて對比 室 直 少なきことを前 ざるなり又雑 は から 12 ・七九%第八監は 風力風 ちに ども 1= 3 0) て階上なる第 るを得 3 炭酸量少なきを 內外 翼端に位置 小 項 加 ことは 比 せる 室內炭 し炭 以 步廊 なく又拘 0 變多 T 監房 illi im 酸量 は之を拘 0 五. しく きを以 居 迷 む 酸 右 0 定 するも ĩ 例 房 卽 側に 差 10 少なき する ---3 〇八 から 認 等 1: 鹽 1: 做 寸 左 大誤 員 T 0 から 0 なりか 之礼 U 階 八 3 傾向 五% 間 3 房 るこし 側 T 6 傾 す 階 風 12 13 同 1: F T 3 0 目 なる第 第 1: 0) U) 過多 增加 の試房 E なる ---雖 監

	まる	11.6件	00 og • u	IIIKeri	Hile 4		七三二階上一	01.0	15 H		もの分	
監力	L第	_	· 安 安		En	可能	_	_	INT.	一第	-	
三左	岩右	左左	堤央	電布	云右側	园 左	左左	右侧	三左側	市村	左左	
側	側	侧	1	側	编	端側	侧	端	瑞	側	側	
10	1157	1280			-	-		n	0	3	21.	
111次本大 四 11110 1八 4年	生一天・井田二一 ・五	大0-五年	1 8	同	同	同 :0	四九二十十八二1:00	1四0+次八二四十五	1月天大田川北	E111-0E-110110	元三二二十二二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二八二	790
0		311.	10	31	·	765	0	311	9	ā	Br	
不是	一八多五	念	1	10	10	八八八	八八章形	八头	八头	八十八	八十八年	
0 31£	-	1751 6 171.	0	30		972	0 26	(75) 6 (29)	三九	131	174 175 [2	
77 E-22 C	おかれる	***	中五七二五	Orecte	00 Zetth	五十五	0 3% 计别点	□第102	15002 (11)	0 Kt + Fr	七	
七点七の四〇の九九	古人	1	Treo	0.43	0.00	Erec 34	0.40	1000	Clie	の・九六	のたべ	1

監屏內炭酸 置原位 員人 監房氣積 测 定成績 温氣監 内房 表 温外 溫內 差外 氣

表八第 看中 一四右 174 外 74 超失 = 右側端 左 右 侧 同同同 四九二十八二〇五五 二天•六四三二•五 11000 から 八九八 八〇四 八十八 八十八 七五七十六 中華中華 ○ 中華中 金七三〇八 中山中山 七九七。一 七五七。四〇八 七五七十二〇十八 巡視 等 6 其 it 0) す 0) É 10 然ら 監督 小

0)

8

閉

るを見 験をな

h

A

50

せば

聖

を嚴 す

1=

為多

0 T

守

te

0

3 3 RII

~

か

ば

彼 する

直

其 3

0

を閉 用

5 3

守の

かっ

かず 5 數

情

南

3

を以

O. H 0 25 ·0九階下 多五六

月日 風力 風向 五月九日(雨天) SE(六一七) 一・九〇六一七 S 二・〇八七一八 E 己

ては

此

其

0)

量

0) 嚴 如

變化

委 T h

せせ

な

6 開 13

審

ならざる 事

意

10 T

於 彼

氣

3 表 滴 際

き諸孔

4-

より 炭酸

て起

12 は

3 蔥

消 以

見る

他

0

器孔 反し 1 E を試み 第七表 炭 於 站 禁 個 人 酸 て多 b かっ 0) M 多 12 L 員 量 手 A 且 は第六表 13 は カラ 炒 め き置 つ前 を以て開 自 且獨 著 0) T 個 居 試験を 九里 0 回 12 入 手 に於て 1: Ŀ 0) あ 閉 多 0 10 なる 小 なせ h 凡 以 T 於 せ 2 うる は T T 監房 T 12 h h の通氣 監房の は 即 題をば 位 12 前者 面し 5 L 3 於て 篦を 離居 監房 孔 能 3 12 T 老 は 監房 0 階 比 枸 自 開 閉 3 3 F L 禁 き更 É 3 より 本 12 き再 人 適 視 L 96 於 表 -15 12 0) 3 D か て (1) 狀 M 3 J: は 示 土 1 食 1 T 員 は 力等 を得

0 又 驗 0)

3

從

て氣 は 多

温 L. 72

0)

高下 少

南 階

b 下

T とを

居房 て翼

端

は

狀 者 は 1

於てせ

1

h

室 6

內

か

E

本試 2

驗

於て 0)

14

試

驗

0 3 3

反

對

方向

30 前

T h

E 風

同 本

向

而 ~

换

氣

0)

要素

た

温

の差風 2 0) 味

於 泥

T 1= JE.

るも 元

のある

きを 酸 U

豫 は 前 少なく

想す 遙 試

監房

なると

なる ~ 凝 を

問

は

す

八 表

き鑑

h

淵

監房內炭酸の瓦斯測定表

示す如く拘禁人員は十名を超過せるが

多し而

二、三、六、

七監は皆難居監房なり

	₹	♣	七〇四七	# H	七・五五	- H-	Me TE	艺元	011er	10€	七.1.	七三六	10	七二二階	七。五〇	Tom:	せる当べ	七章五分	試時的輸間具
				_	F		Et. 1			香中		Est.	第	上	_	156 -	二第	_	個試
屋	看中	-	監	上第	-	-	監プ	-	-	甲	-	_	3/7		TIK.	H.	-	- 5	所验
外	超央	云右	六右側	左側	左	五右	右側	0左側	左	獨央	五右	五右側	左側	左	右	右側	左側	左	位監置房
1	1	側	端三	端二	側丸	侧二	端二	端二	侧三	+	側一〇	場	编	侧三	侧三	端二	端三	侧二	員人
		二五十二二八	10年•班11	10年0元	1四0-次公	11年。10日	10五。五	101. H	九七七三九五			1114.10	11K•X	一〇五・元	11#e10#	1110101	10至•五11	二天 立方式	監房無法有
1	1 700	六八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	二八〇	九	公二元〇	九〇三九〇	一八八九	年 二十二年	五九。五	11011	0.011	0-01111	E :10.0	1.00.1	三九●五	H-011	17.0	三八〇宝	温内
	=	-	110.3	=	9	E.	===	1104	=	1011 1104		10%	1191	三	e 31	= *	÷	e IM S	
1	psa •	37.	W 53/13	-1:	六·美	1100	六九	Fe	#•#	3i.	七	-13	三十二	Hot.	0.0	*** ***	31. 0 131	₹ 18	温内
日の古代	美	11.10		250000	0.FF.	七五六〇二	七五六〇五	七五六十二	七五六・一	七五六。三	七五八十五	七五六〇五	七五六。五	七五六〇二	七六八	七三六〇七	七五六・五	七七七五	魚 歴
E Desil	· M ○ · 八	•		9		*		101	0.11	× 1.00	e		•	200		•	0.7	•	福前

る一棟に比 の多きをも るを得たり之の

對せるを見るなり 七監なる一棟は直角に近接せる 風向が北西なりしが為めに らず別言せば第二第六監なる一棟は之の 角に近づくに従て其の減退を來すと認めざるべか 二現衆に對 なる棟軸に於て炭酸 二第六監なる 0) 關係は從前の して下 試験成績が示す如く 棟と第三第七監なる一棟の炭 の増加を來し棟軸が風 監房內 説明せんとす 並 一行するに の氣温 角度を以て風向に 0 反し第三第 風向と並 平均 試 験日の 向と直 を撃 行

階		١.	上	度	階		F
第	=	Er.		13.01	第	六	
幕	=	AL IN		-	ţ		SE 146.399

第七監に比しよく少なき換氣を示さいる可からず 即温度上より考ふるる循ほ第二監第六監が第三監 關係を以て之が説明となすも不可なか 風向に重きを置くべきなり故を以て風向と棟軸 れども從前の試験より推 して室内外の温差より 3 ~

(三六)

炭酸量 密に閉鎖 て本試験の場合に於ては第五表と等しき條件の下 なり而 於ては翼端より第二 に試験せり即各監房の窓は之を閉監時と との 目の監房を試験せり 力と試験前後に於 ありて撰定する能はざりしを以て第 = して各同一な は中央看守場を除 せしめたるなり猶は翼端の監 監監 て人員 Ł 1.XX 69 0) る風向と試験中略同 番目第六七監 多少に關係なく各監 ○三度の差を有す % 第 第 七六 Et Et F 同時に嚴 は當時事 一なる風上 は る外氣温 0 三監に 平均を 15 9/2

と同時に第二監第六監なる一棟は第三監第七監な之に依て階上は階下よりも炭酸量増加せるを見る

程度に於て試験せり 通氣孔 出來うる限り に於け を除く る經驗 當りて加 如何なる事情あり の外は より は階上に 之が 其の監督を殿に 皆悉〈閉監 説明をなすに先立ち重ねて本 ては階下 とも よりも炭酸量大な 2 し蓋を有せざる 督は從前の試験 同時に かしめざる 閉鎖し

十二日 貫きて 通じて きなり之が例證を爲んが爲めに が總て T 監房空氣の汚度成績 故に通氣孔及び其監房自身 てすら せる室内容氣と見做すをうべ 時には 階上 監房を貫通する氣流 從前の かず 窓に 通流 窓を閉さしめたる場合に 階下より炭酸量多き所以を床(即天井)を たる試験 の監房内に流入する氣流盛となり窓開 表に比 よる換氣專ら感 せんとす即ち階 成績を撃れ して炭 は拘禁 の減退を察すも 酸量多さを見るなり翻 0) 15 自 ば して為め 0 如斯にして得たる 然換氣を以て保持 は階下の天井を 少なき監房に於 四十三年五 階下の各監房 如 に階 のあるべ 内 上階

消火し其の室内炭酸瓦斯が上炭酸發生體として蠟燭十本に 成績は 密迷風向南風力二•三迷雨天(午前中降雨の 如何なる影響を及ぼすかを試験せんとし先づ蠟燭 酸發生體として蠟燭十本に 點火せざる前に外氣温 下記の各獨居房空房の炭酸量を測りしに其 甲表の如 する 二五•四度氣壓七五○•四 上階の監房及び隣房に 點火し一 獨居監房の 間を經 一に於 b

速度度同而にに定し	宝廊上左右試
於降上の武	職 居 房
強領を重要に対象を	際 (五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
「室に相隣れる各点 ・ して其の際外面して其の際外面して其の際外	外下房房房
・六風 ・六風 ・六風 ・六風 ・	
主の炭酸量は原の温度は、加し温度は、加し温度は、	2000年間 2000年年 2000年 200
相隣れる答室の炭酸量は乙まで其の 際外氣の温度は二三で其の 際外氣の温度は二三ですの 際外氣の温度は二三ですの 際外氣の温度は二三ですの いっぱん はっぱん はいん はいん はいん はいん はいん はいん はいん はいん はいん はい	0 - M - M - M - M - M - M - M - M - M -

八仙 Ti. 1

> 一變ぜり 2

表

上左右試 廊 隣隣驗 房 0.00% 0.111% 00三三十 00000 0家公务 でも一分

之の の全長に亙 はあながち 本試験は午後五 依て 成績を出 ては せる 間を經過し に及は りて増加せるを見たり之れ何となれば 試 1 せる時刻に 時に始 す然れ ば 廊下とは るを以て全監の炭酸量 大 前に於てのみならず同監廊下 右隣房の炭酸量の 50 めたるを以て六時に於ける は既に全拘置監は 12 嚴密に閉 之の廊下の〇八六六% 試驗室左右 や未だ俄かに 増加は廊 3 は次第に 閉監後 の隣房 たるを

氣流によると考へざる は之を試験室内に發生 循は〇·七四%〇·七九% 於ける左右の隣室は晝間より一人の囚徒を拘 試験室直上の監房で教酸 ~ からず る炭酸 12 習 何 となれ まりしを證 の天井を貫きし 八 ば其の上 の炭酸 優せる し得

做試

置監

房

也

監房氣

積有

銀

温內 差外

懸

せられたる監房の天井を運じて起る氣流に量が階下の炭酸量に比して多量なるの理由野寶如斯くなるを以て第八表に於ける階上 当由を密閉 に歸する

次に又第八表に於ける温度の關係は下の

1011

看中海先

320 TI. 七三 中国は

中国中

37.

右側端 左側端 左

右側端

右

監六第

左側端

0:00

一六右側端

10五年近

00.77 9 Er

七五六●○○●九

右側端 左侧端三

Est 0

TIKOK E

おは、 中国での

> . 00%

上	階			
元三度	第	*	是在	14%
	Ŀ	1	1	1

監房內炭酸瓦斯測定表 九

(五六)

月日 四月十一日(雨天)

の平

均限度を定め

或は其の定員を定め

風力 六・五(六一七) 五・四(七一八) 括弧は時間を示す SSECT 五二八八一九 SSECAL

第九表の示す試験に當りて選定 した る監房は第八

忌するを以て外側に向せる窓は閉だた することに勉めたり然れども囚人は風 べきる 窓は囚人自適 めに本試驗は通氣孔食器孔視察孔を開 等しく只監房の窓に向ては出 のなり の狀態 に於て試験したる 來うる限 成績 き扉を閉 るが多く為 の浸入を嫌 と見 り開放 3 5

も循ほ牛敷は 小なることに 於はる炭酸量少した 下の 一%を超過せり之を谷人占有氣積 歸するも大適なか りと雖 3 は前 ~ 而 表 に比 て各監 し減 0)

即階 く第二監第六監なる一 上は階 三監第七監なる一棟よりも炭酸量少なし之の E E 下よりも 同 棟は第三監第七監なる一棟 棟軸に於ては炭酸量 少な

=

L

%

監

F

%

0きん .

第 第

監監

00九六

•

+

東京 係も從前の諸表と等しく階 0 べき高き建築物存せざれ 殊に炭酸量少なきを認むるをうべし又温度の關 も强き方位なり之れ 監獄に於ける之の風向は第二監第六監 は本試験の場合に 其の前 ける ばなり如此に 上が階下よりも少しく 面には堡障となる が南 12 して第二監 當る

高きを示せり 諸表を通覽して 下 0 く言ふを

以上の 房翼の棟軸に尤も親しき關係を有 東京監獄拘留監內炭酸量 の多少 は 古 風 向

雑居監房は獨居房よりも空氣汚染せる 階上は階下よりも炭酸量少し

> 3 0)

監內炭酸量 食器孔及び視察 は一%を超過せず れを閉 鎖する 獨居

の大小に關係す 雑居監房内空氣の 汚度は 一人平均占有氣精

するときは拘禁人員の少數なる時の外は房内 雑居監房内は通氣孔以外の %以下に 持すること能 總 ての窓を閉鎖 は す

七、 監房內温度は階上に於て階下よりも ימל な

雜

や現存する日 に以て我國の 最小限度を二十立方仙迷と説きたり然れども 積を平均五十立方迷と主張 なり りても亦必す監房内の空氣汚度の變化を來すべき を生ずべく其の監房配置に採用する形式如何によ 禁制度によりて其の監房の構造上にも亦自 空氣の汚染を防がんとす然れども監獄は其 監房の種類によりて其各部の容積を定めて監房 國監獄建築家は其建築原則を制定し或は窓の大さ を定めて牀面と一の關係を有せしめんとし或は又 を超過し能はざるべき限度あるべきなり為めに 度存すべきを思ふなり即ち監房 故を以て一定の監獄に 嘗てレ して其の建築用式の ブランゲ氏は難居拘禁制監獄 監獄に應用し能はざるものあり况ん 本監獄の監房の如き其の建築材良の 獨居房 は拘禁され よりも 子差萬別なるものに し其の他の學者が此の 0) to べき人 の監房氣 ら差違 以採る拘 8 直. 0) ち 內

> 3 拂ひ其の監獄監房が有する拘禁力を精 し其の不時に増加する人員を豫 6 べからざるなり べき監獄 脉面、 俄か 監房氣積通氣孔等の上に充分の注意を に於 ては又必ずや其 て望む可からざるも新たに め算定し之に對し の拘禁者數 むを豫定 建築さ かっ

他の 更に 合には監房内空氣之汚度を少くするが 者 通氣孔 數に急激の増加を來すを見るが故 亦近來囚人の増 0 開放 E 淮 加が時 意せざる として監獄に於ける拘 ~ ימ 為 (8 如斯き場 題其の

によるそのにして屋外炭酸 表中に記載せる風向風力は皆中央氣象臺の 庭の中央五 價 ケ所に就きて試験せしむるも 量は各監の前 面並に 0

は恩師 擱筆 諸 君 併せて東京監獄典獄木名瀬 大なる援助を興へられ 方数授及横手数授の懇篤なる指導を敬謝 り本試験 の實施並 禮助氏同醫務 報告をなすに當 所 人人員 りて

111 の大火 と北海道及

0) Ш 水

所と隔れ 六日以來各地に由火を起し日を逐ひ火勢猛烈とな 0 せるあ 35 3 ざるも監獄裁判所等より來れる情報中宗谷出張所 より其筋 たる 重なる官衙は灰燼に歸し銀行 火災に 山林田 類焼は十九名に及びたり、又北海道及樺太は十 燒失及樺太に於ける火災に關し典獄及裁判所長 H h る為め災厄を発る〉を得たるも 亦少ならず監獄の所在地は幸に火災の場 野 就ての狀况は當時の新聞紙上詳しく報道 建物に及す被害は莫大の額に上りたる 報告した 市に大火ありて 般に知れ渉れるを以て特に報道せ る要領を掲げ一班 口會社寺院等の媄失粽廳警察署裁判所其 の報道に 監獄 職員

家より火災起りしが當日は朝來西南の烈風あ五月八日午後五時由形監獄を置て夏ブギヨ 月八日 と共に倍 山形の大火山形監獄な な風力を强め 瞬間にして火の手は各 を距る東方約五 丁 h 0 發民

> 時頃に至 萱里に亘り戸數一千三百十餘戸を焼 旅籠町以北六日町、 厦高樓の櫛比せる場所より發火した 行、農工銀行、 負傷者二十餘名を出し物品陳列場圖書館 る料理店旅館等をして全部鳥有に歸せしめたり 縣會議事堂、 0 裁判所は恰も実風下に在るを以て危險益々迫れる 0 喞筒一臺を引出し同所に派遣應援防火に誰 の非番者は時を移さず登廳せるを以て職員 監獄に於ては受刑者、 物(留置場共)の全部をして灰燼に歸せしめ たるも功を奏せず遂に焼失の止むなきに 防火に嘗らしめ各看守長をして指揮督勵せし 一防火の狀況 火勢は刻一刻と北方に向ひて走り \就態也しが職員の全部は幸ひ退廳前に在り少數 り全く鎮滅するに至りたるも たるを以て幸に災害を発 猛烈當る 高等小學校の官公衙を始め市內重な 市役所、警察署、縣廳、裁判 宮町、 一同及在監者 勢役者を合せ数十名をして 鍛冶町の敷ケ の奮 失し るに 12 ili 所、中學校 町全線約 依 0) 死者四名 り餘畑 中心大 兩羽 一十數名 3 しめ 四

員を配置 むる表 所 する 劍 を備 等必死防火に努め 場及人氏控所 1 喞筒を据 0) 屋 付 **屋上には水を注ぎ職** たり

して最 を被 配を了したり 營合 隊 監者 むる場合なきに非ざる在を以て監者 13 3 看守長を急派し交渉したるに直に之を容適當と認むる監獄西方に位する歩兵第三 避難所 を充つべきことを 不幸に して萬一にも 約 し收容上 遺憾 類 避難所 焼 なきの 0 ٤.

部の 重要書 搬出 での為 其間 避 類の搬出 難すべく 際に L 12 全部 及土 6 . 聯 隊に 日 領置 藏 塗 0 品最も置 を施し遺憾なく 及保存 近き南 重 記録を 要記錄 門入口は銀は 藏置 置 迄 聯 全 隊 せ 世

家を願みるの暇 を刺傷したる者 _ 0 兩 員 類 人を出 の負 焼は十九名何れも 像と類 したるのみ 0) なく全境に遭ひたるもの二名其他 一人其の他輕微の打撲を受け 焼 職員中負傷者としては足部 にて他に負傷者なし 12 監獄の防備に從事 3 過ぎず 青森 し自 12 る

(九六)

焼するに 12 3 野看守長は著任

者を出 る受刑 を配 に静穏にして何等不 守り不都 迫まるあらば 護の充全を期 金在 を以 13 0 h んとしついあ 費同 金員 との 置 監者の戒 て此程發起者より さず全く無事なるを得たり 報に し萬一を豫期 し酸出 を贈らんとを聞 0 、勢役者は 合なからんことを懇論 直 し典獄は各房に就き萬 。議及囚情の一班 る折 したる金額 したる監獄員 へ慰藉金 12 避難せしむべきに 柄 挺身克 し各房前 都合なからし 東京所 Ш 5 形監獄 四 た 類 く作 百二十 在典 には只 るより した 業に 手錠捕繩を備 谷 へ向け 防火に 全國監 監房には飛護 圓 發起と 3 るに 付必ず ----除に上 1: 3 送付した の意を表 豫期 8 なり應分 きし 静粛を 危險 りた 職員之 九 以上 負 へ戒 0) 省 6 3 4

罹災者 務に從事 0 0) 救濟等諸般の事 0 12 尚翌 休業 ざると又在監者 日は前夜混亂の取片付け及 職員 の全部 務多 は微 1 般 從て戒 に於 背 H 能 火 カ 其 0) び 職員 不充 の勤

(一七)

の一部及

て看

守

部長一名

看守二名

動せ

让

3

出

災害

大に付 3 も多數なる 罹災民 適當なる場所を 付き知事以下 來炊夫を使役し殆ん 依赐あり 謝する所 の炊出 ず翌 事情其要 罹災民 H あ と内 終夜睡 りた 14 得る 其勢を多とし内 を救濟する食糧を炊爨 務大臣の 求 3 の就 能はずん 致せり 曲 ど徹夜 に應ずるの せざる 1-業を休 T 感謝狀 火災後 之に當らし 知事より之れ 狀况 止す 至當なるを認め 務省 內務 なるを以 3 0 12 12 めたり右 大臣 出 於 至 せしむ かず 張官亦 n 炊出 V は h 3

焚出 挨拶狀を司 n **俟趣當出** Ш 1= Ш 法 大臣 張官 形 右 Ш 形 不 12 1= 取 監 於て h 報告 御挨拶 1= 於て多 の次 申進候 第も有 大の程 便宜を一 之深 與濟 へ上

監獄宗谷出張所 0) 火

近北 伐木 0) に道 為め 至山 蚌 火は古 b 消遙 Ш 住 所に火を放ち或はいの民亦之を襲びい 一來「アイ 地上を踏 ヌ」時 3 爽快 **火**快の餘 代よ 開 9 製土を見ざるの 製土を見ざるの ・敵策 雞 を散策し る野のに して

> 光なく夜、 焼葉は 亦廣 天物を容しく暴殄する 此 焔烟を衝きて 山の となく 宗谷方面を発さす 一ねたる本道、 厄を発れず 火の北 なりとす 慮あ 1-木に遷り 0) < の民實に慌々た ılı 猛烈 るも 家中を襲ひ 海 は 野となく 1-の急報頻 の度 Thi 道 四 警官消防 して本年 b は累 不 たる 突進 方 V しも は宛も澎 天を焦し 通 3 年に 天地 0 延 ī 文建 四 概 或 るの 夫の 着 月 內 は U 0) 以 は 暗濛日 あり灰 比 を常とし除燼民屋 13. 方 て警官 二十六日 害程度は敢 L 數 年々 T 海た 能 不通の箇所を生 濃塵地を掩 となく 風 面 Ш 到 く之を防ぐ 0 火の蜂 は容間 る江 H 翰 狀 3 女解 と為 4 草吸殻を 降雨 常に紅 處 以來 況 河を決 IC 燥を極 前 て民家延 を舞 一起甚 雪 を見ず乾燥を ふ時 あ 0) 記 四五 價 色 克 0 h するが如 にして ひ熊笹 に汽 U 12 は uli 等 魃 8 十萬 1= く區域 月 及電 焼等の 急行 火 10 12 頃の 車は 13 線 近各林 は の焼 0 す 林 H

時過なり 七日 も延焼 加はり 0 夫及 燈臺あり)より E H 頃 近 は せら 1 12 漸 漁 未 1 町 U 灰塵よ は 輪 の度なきの 夫其 及 より き荒 1 0) カ しと んとす 萬 より 廓を築堀 鎮火 び 1. 一を期 市 他市 風 約 T とす 更 街 二十餘町 せ 勢 つまし 速夜約 12 12 3 街 聲 30 し伐 情報 發火 散 を以 より き難 0 < 4 新 亂 火 村 Ξ 合 延燒 木 て各 あ あ L 一戶 3 10 方 4 畑 狀 隔 h 多 近 他 しに 一名を召 72 烟 し層一層と火勢 自引揚げた 勢なるを以 たり 次 12 は 12 ぎに 3 天を覆 0 T より消 は 輪 消 用 12 it 廓 防 實 意 延び 3 3 3 方 出 30 1-怠 孟 集 元 沿 あの勢が かせら 同 越 張 h 6 本 て警 + 所 なく H ~ L 監 四 0 頭 官消防地 午 勢 多 風 n から H 設け らし 力と 夫は MI 又 32 H 町 林 日 方 + + 沒 九 端 野 脚

び監房を利用し在監人常に十名以及び避難の狀况宗谷出張所は宗谷警 響を 報あ 0 (裁り) 臥寢 搬出に着手したる時は早 以て直に職員部署 り此猛烈なる風力を以てすれ し急激 行 b 1-腹 用 級 ありたるを以て警察署員は全部出場分支廳の300分) 附近の山林に延煌網然風勢 加はり火は 旣に新鄭 附 を撃ち 蜂 境 動 發し黒煙を吐くに至 意し其時期を窺ひ居りたるに 時と雖ども の搬出順序を附し又た當時七名 を取りたるも の際に L 1-N 家財 恰も 主士 Ш 又た書類保管品 h 於ける處置として廊下に を満 演 12 間 股引足袋を穿用せしめ草 0 るに 除を 應舍裏空地中 手 を分け かっ Ш 税關 既に せ 市 る大 監視 街路 りたる や署前 在監者 底 街 h 12 12 る量 前の消出時 小 所 は 被服具 を以 は 往 0) 央に 出張廳舎室と 漁 附近より 猛 來雜 0 德 名の在。甲 同十 て在 炎 寺 房 8 防 等 しては 高見 せし 0) 85 踏 独豫なさを は 監者 包 為 監者 莚包と為 --鞋 坪 畑 張は音 時に至前に五 圍 出大に 8 1= 裁 内 と無所 110 數 避 書 三尺 1 簡噪に手 難 類 な

(三七)

午後 便宜 らず を借 處とな 七百八 2 的 せ 該 40 Sin 0) 三十分市 を得 使役漁 附 to h 双 收容 以 扩 h 方に 若手を請負 T 1-12 分市街は風力の及ぶ限りにりと云ふ(の漁場が有し歳 夫をし せん とするを以 到 坪餘 指 一日午前 するのみなるを以て強制 進した b 0 智 3 2 3 本ふ(主人は雅内町波染の下充分なる取片は ・ 大は雅内町波染 火は 棟 3 屋其他六百二十五戶此 は 備 0 3 L 漁舍 \$ T 近山 々危險 隻三萬餘圓 北 智 往 8 るを見 あり T 來 火 該漁含 人多 C h 端 たるさ は 風火を振 野寒 12 り火炎 **敦波** 快邊某 引續 3 や得れ るを以 く島 るに 付を為し E 燈臺に避難 して 人と 3 朋 火炎 中を進み 0 物なりと四 三日を經 5 1 T て其 3 3 甞 午 坪 夕食文 かっ 干と飯 殆 萬般 のみな 12 數壹 的 h ど包 Ili 云ケムが _ 四 翌 漸 0 隅 5 0 時 1 過

災 害 後 0 h 實況を取 8 况 b 可 夜 べたるに は 0 物件 子 12 0 は 如き 何 等 粗 異 狀 大

す U を残す棟) る空屋 物品 て三角形の地苔堀立小屋を設置し 舎を開 つて裏ひたり又た警察署 者 所 間 反 木炭薪材は全部 室を撰 め爨 更ら 學 15 0 古き雑 獄 Hij 含を設けんとせしも して任監人引卒歸 を收容し他 校等 は なく 一元貨座敦 きい に前記の漁台に就き古總莚等 きたるを以て T 0 事務 定し在監人收容所 所 0 支廳餐察署郵 堀鑿せし宍殿を利用し 諸公 なり 監者 H 段を は小屋内に於 12 打 所へ赤い 0 務 一同 大部分は屋外に 所皆鳥 役 12 10 十此 は 1 搬出 字一幅层 めて 便局稅 服 手 12 は新 有 3 「不完全なるもの教護班も假設する とし て開 10 L 焼跡の 料なく又た供 0 迅 務署 廊にて災害を発 歸 は 4 10 放護班も假設に選の外町役割 せし 守 たる 絕 始 看 L 命 不 0) P 堆積 焼 せりり 守 在監人及び重 せり 12 町 發木 取片付を為し 0) 役 一名宛交代勤 3 智 な 供給を為さ 裁判 搗 如 聖 3 り場 0 3 等を以 古莚を以 以 一疊 此 税 守 聖 給 なりと 12. 所 て罹災 圖 者な 0 假廳 如 能の 出 0) 些の 館 h T 間 12 0 張戸倉 3

興廢に を以 を除 T b T 西書と h を為 のも 100 m 露 至 Ĺ 海岸護 帶黑 務を命じ在 噸 0 12 T हे 刑 營生 b 12 to 3 0) 3 四名本 0 今 其 色 者 在 12 交沙 5 なり 八急激 近き将來に 後 の中 活を為 岸 監者を慰問 1= 收 T 8 0 變 應其 を了し は とす面 監 監 途 勤 棚 0 L 古 なき限 せり 着守 材 1= 若 慘 は勿 त्ता # 他 を 3 所 移 狀 1 街 H 歷史 なく 事 12 懇諭 論道 L 監 14 # 0 想像 石 1 官 H b T 5 せし 收 休 衙 文人 がは六月 3 を 尚 は 安を講 五六棟 監 日 L 12 應援 8 僅 夜 餘 0) 赤十字臨 する 容所 傍室を充 他 かに 夫なきも 船 b 水 0 Ŀ Ξ 便あ あり C 看守をして 暗 を H 谷 名も 天幕 は 旬 刑 渠迄 廳と に於 當 期 直 6 T 港 30 文 用 分 受 智 12 智 ち 焼 燒 Ü せ する 所 來 相 T 刑 より 失皆 餘 張 12 野 L 護 總 0 者 する 適宜 收容 b 原 1: 設 善 こと なる 3 0 T 先 滯 三百 無 1= Ш 慕 後 3 限 設 以 在の所 0 7 L Fr.

云

を以 太守 せし 園の 勢 威 血 西 3 なる を選 2 非 類 0) 0 南 1) 來 民 て數 0 む 等 山 常 勢 林を焼 を以 は 3 3 0 36 h 34 開 員 警戒 より 險 13 既に之を取 ど連 1 1: 里 に迫 差 0 去る 札 T 妈 0) 0) 必 0 3 1= 廳 幌 北 6 80 支なき準 入 H 死 る 備 十六 10. 東 n 林 連 0 こと再三なり へし E H 12 0 獄 T 中 校 2 力に依 分監に 出 見 棒 半 向 1: H 0 8 防 し在 太分 ひ一方 12 は 黑畑 る見 午前 山 神を整 之れ 瞬間 火 1 と力を合 監 迫 監を衝 b 3 W) 事 九 軍隊 T. 四方に へ今や之を質 人 9 1= が救援 0) 騰 時 しも 12 來 D 火 るを見 切 て人 の蒸汽 災 何 n か 0 豐原 T 0) せ防 手 に赴 0 時 火 んとす 撒 3 17 15 太廳 を以 13 勢 は 力 3 市 警 卿 は 非常 T か 6 9 街 嫉惡 戒 i 一て必要 筒 員 行 8 捲 を距 を怠 3 忽 せ h 及 せん 避難 其 的 0 0) 土 to 樺 ---形 猛 重 西 5 6 8

(Et)

豐原 きは前 强烈風に に迫 間に分 難せし 告人は るに 百 等の なり 幸なりき如斯當地にても近 H の薪 建 8 起り 至 b 物は全部再び災厄を発かる)を得 消防に全力を盡したる結果辛ふし しを以 て何 日より 街 監附近の残燼を掃遏し 材を犯し將に め一面前日同様樺太廳員軍隊及消防組市民一時之を豐原東一條の舊機關庫跡に應急避 り軍隊と警察の援助に依り在 今や到底災厄を発 < 底災厄を発か 風下たる豐原 て中堅の 雖ども翌十 一層猛烈の勢を以 の残火忽ち各 際院 10 す に監獄を焼 の森林中に 猛火は 包 ~ まれ 及當 から n かれ難 市 h H ざるも 附近原野 來稀なる西南 街 裁 15. かん 其 に肉薄 起り て又北 周圍に堆積 かっ 天に 1-とする 8 廳舍 監の囚人 べしと思惟 せん の枯 A 東 3 て監房其 12 危機一髪 \$ 12 るは洵 木 0 とす最も 島け 走 屬 H 遂に > b 及被 然風 官 其 瞬 如 す 他 10

> 樺 0) 樺太廳員は勿論十六歳以上の市民全部出 H T 手を盡すと雖 民並 司法 始んど全部焼 以來 別條なさを得たるは甚だ僥倖とする 襲來を防ざ必死消 太應守備隊將卒及消 て手を束ね Ŧ. 守備隊將卒等消防 0 其他を取 山火は實に猛烈を極め前記 町歩に及ぶと云 b ども 失其 3 の筋力 の外なく當地西南東三面 風 被害區域は實に延長三里 防 力の强きと延焼區域 に満力し 謝狀を 1-人人因 カ 1= の進備を了し 樺太廳員消防組市 り挨拶 12 に之を喰止 る勢に の如 1-所 せ 公軍隊及 飛火落火 の擴 場消 なり十六 0) 大約或 しては め得 大に 防に 林 >

0

・ 一般打創傷ニュー は去月二十一 は去月二十一 の莞莚織 + -犯 守 の永野 時過織機修 M 徒 を刺 光太郎 1 0) 竊 三十 盜 絲

大

監

二八年歐 分

四歲 鲷

n

12

しと請

15

工場受持

看

守が名

旦に を以て看 太倒 C 迷の ためらい 和 傷 12 るを以 を突き右 生 15 守長看 蒐 事意外に出 命に h したり とし って之を取 0 は別 創傷を負 守等警笛を聞 胸 たる時 で活劇は と尚 條 面 部 看 看 へた 11 とのの 守 守は きて馳 瞬間 13 i) 80 刀 警笛 13 1 12 な 2 して 觸けけ にて h め光太郎 1: 彼 迷 非常を報 12 12 此 13 る時はる 其 が協

3 せし 隣接 と思付 h 思付きたるにや看守に 面 とめたる後監房に入らしなせる一二監房を開き二 吉 の為め監房より 記 獄五 \$ (三十七歳)は 梅吉 一條出張所 る 五五 の姿見 0) 條出 12 入らし 之を許 て彼 出 四 に拘 張 き二名 日月十八 所 は着 對 被告人 禁中なりし め L し監房外格子を 守 h te. 日 b 0) に際を得て 被告人 るまゝ歩 午前六時 2 0 8 L 逃 左 T 0) 竊 走 逃走 右を 智 盗 L 多 逃 = 被 一十分頃 したの 掃除 て洗 轉 C 5 72 面 てせ

はしめ續 置きた 光太郎を制壓 ことを とを請 から 3 して とて るに したる と言入れ 光太郎 入れ 細を 徒の 人許 光 るより 續 得ざ あ は小 U 太郎は 看守 3 守 柄 郎 の身 1 v L h 12 ぎ右 12 て小 0 人後 12 るより光太郎 せん 手 看 12 1= 顔を蹴り右 るに光太郎 の之を許 柄 3 の七 5 手 多 不守 勵 刀を振上 藤善 て研 囚徒 双 0 精 12 13 か 意 は 2 為 17 12 U がのに支へら T 同 叱咤 ぎの 行 E 看 A 12 0 す け七 上げたり其危急の を第 如 るに は 12 b 八 守 小 (> や受持看 10 H 寸を 忽ちのひ 同 1= 刀を放棄す a) 30 人 同人 拔け 0 を以 b 3 看 怒りし思うしが 砥 刀を取 きたるも看 き其 守 12 は りて 石 守 てか 引立てん 8 は危 傍を離 ふんまく ō 繩 0) が一と命じるの状態を目 帶 下 3 綯 砥 を渡 害身に り上げ 劍 、駄履きの に從 繩 石 1= す 智 て七 さん 1: 0 は とはに 絢山端 守 奪 事 砥 れ迫 は は せ舟

(tt)

塀を飛下り逃走したり看守は や大盛「逃走」と連呼したるより其近接 跡せしめ且つ本監に電話報告したるを以て本監第 在りし一看守部長は直に聴舍に趣き看 倒しめたるも踪跡を失し逮捕するを得ざり 二課長並に地理に通じたる看守を派し共 石井清治 神戸監獄洲本分監拘禁の文書偽造詐欺取 ・塀に移り其塀の上部を通過し裁判所 戸を足場として攀が登り之を傳 り構內區割の瓦屋根葺高 郎(文久元年生)と云ふは四月十八日 ▲押送船より被告人の逃走 ぎつゝある隙を見計 八尺の土場に 事容易ならずと見 ひ監房 ひて高 內 守をして追 地に官舎に 温劃の 一文許 付しあ の後 E 财 しと云 捜査せ 被告人 豫 3 土 0 3

特に

0

周到を期しつゝあ

りしに彼

は大膽

こち 依り

12

何

の時 視察

か

戒

護

者の

隊を窺ひ便所の戸を外

して楷

12 n

代へ之に身を托して其居房より隣房との間仕

切となれる天井より二

枚目

の箝板を長三尺巾

午前

に手時一尺

一寸のものを取外し置き四月二十六日

縦棧を外し其間隙より手を差出の届くを防ぐ為め装置しある格

L

きたる後徐に先に 竹箸の一片を隣

届くを防ぐ為め装置しある格子と格子との間を

房鎖鏑の孔口に突込みて之を開

置きたる天井下の箝板

隣房口(空房)に忍入り其房屋

を排して脱出

しし夫よ

上と各

を除きた

る間

より

0

夜陰人靜

まれる時を見澄し

豫て隣房扉の錐

と云ふ肩

害付

の悪漢 を有

にて入監以來常し 逃走を全てたること前 の數罪にて懲役十二年と懲

機會だ

にあ 三回

年との二刑

L

人及逃走

未逐

0

13

逃走せん

なる檢束を加へ戒護者一般に典獄の警告

と圖る形跡あるを以て手錠を施し殿

某が兵庫警察署へ傳遞押送の途中同日午前六時洲 本監へ移途の為め洲本警察署へ引渡し同署詰巡査 終結となりたるに由り同月二十二日 本港出帆の汽般に乗込みたるに 逃走し所在不明となる し押送巡査の際をを窺い甲板に登り 松江監獄囚徒の逃走 被告人は出帆 分監 より神戸 iE 審 際

逃走したり

經て事務所の便所屋根より外圍煉瓦塀に

人の逃走を遂ぐるまでに

したる

構内の板塀より板塀に廊下より屋

n -3 3 時は水車 奏せず空しく引揚でるの餘儀なきに 不明殊に本人は山野を出沒し或時は炭焼小屋 する等諸事手配を為したるも何れに通れ 守を派し應接せしめ又夫々警察署等へ搜索を依頼て本監に通じ二名の看守は追跡し尚本監よりは看 を認めたり此事變を知りたる一名の看守は電話に ち其空隙より這出て其傍に在る裁判所の外圍土塀 盤石二個を抜 構內七尺五寸構外高一丈五寸)を踰越し逃 地理に通じ 崖絶壁溪流縦横に渉りて緩急自 徒 にして出沒自在又附近一帶の山 小屋に又は社祠堂字に起臥して小盗を動 樺戸監獄囚徒の逃走 深く踪跡を晦ましたるより 取り幅二尺一寸深八寸五分 III 脈は ならざるに彼 6 搜查 しや行術 樹 の穴を穿 木鹳蒼 6 走 ٤ 効を に成 せる

前六時 M に警戒を加 3 徒の戒護に困 に當り濃霧深くして咫尺を無せざるを以て一 二日 頃二十名の受刑者を一團とし擔當看守 樺戸監獄に 十名の受刑者を一團とし据當看守一名へつゝ監房より工場に引奉したるが午 難を感する事甚しく看 於ては囚徒を作 (看守、囚徒を殪す 業に 守長 就か 看守俱 ず

開きたる鎖鑰 捲き其上に蒲團を敵 は落付きた **裝ひありたりと油節** 真糸を披取り棧を括り付け △裁判所留置場より被告人の逃走 3 るものにて格子の様 舊狀 の如くし容易 ひ一見寢臥の の甚きものと云ふべ に覺知 を取外したる後 12 床 12 装 せら ひ又一旦 敷吳塵を

尺二寸の の看 なるに るに 人の姿を認 隅便器場置 たるに午後零時四十分頃一看守は監房を巡回した 三十歳は同留置場の一監房に收容獨居せしめ置 場に入り其三名中の一人竊盜被告人前田芳太郎 告人四名に看守三名を付し押送し裁判所構內留置 土間 分あるを見付けたるにや監房裏側面 守と共 芳太郎の姿を見認めざるのみならず監房の 15 板を剝取り L にては客月二十九日裁判所に出廷する被 めず且 隱板を用ひある場所 て其一隅便器置 1= 0) は 日 射入あるを見受け不審の念を起し他 監房を開き現場を質檢したるに被告 隱板の設ありて平日稍 之を用て濕潤 つ同留置 場に 場には床板を付けず普 せる土 の土間 は高 二尺九寸幅 の下部 0 暗 間 を掘 濕潤せる 黒なる所 12 t あ

(九七)

となら

守

閃

3

刀

0)

頭

部の

足

部

及び

は 3 M 外に在 > 付き共に の為め工場出 太郎(四十二歲)以 姿を認め未だ何者 不圖外部を 場より逸出 かざるに乗じ逃走せん あり 跡を認むるに 二三名を督 郎なら しがエ 3 臨み 9 I て炊 瞥見し L 二名看守 一場に在 たるを工 入 看 じたり h 2 2 П 到 曲 守 側 b なる 濃 を促 0 13 開放しあ h T 霧 h くち 此變を 1 在 場內 0) し十七名 かっ し捜査 やを と企て今し 守をし 逃走者 0) 點檢 長三名看守 I 為 h を工場内 場前 8 1= 外 寸前 3 0 h 0) 戒 は せし む Ò T 12 面 工場側 0) 護 た るに 注 3 るを好 N 1= せる擔當 3 1-8 1= 意人 3 箱を取 徒中 T 作 暗 せ したるを知 業器械 4 0) 物にる なく 面を走れ 3 M せし 助 機 視 0 12 T 佐藤 徒 とし 総 看 直 既 守 T め 連 0 守

戒を緩 多 3 方 通ず を派 體 したるも 聚々 得ざる 面 を假 へて奔 員 於て疫間 ちらかか に乏しく止 ٤ 0) K 裝 3 ~ 1/3 なる捜査を為さし L しと て身を潜 0) 有力なる報告を得 老 便なるに しき男あ 延びた 警戒は 面 て警戒 認 て出 でし むを得ず逸出 難となり は諸 8 せらることきは 12 るなら むる 沒自在 一層嚴重 極力捜査に努めたる せし たり 處に篝火を焚き警戒 n 場所 H 追 月 るを以 から め 3 h 12 なる方面に全力を集注 少なしと 村落に と見込み 12 の不 なるを す 西 は 疫 b して 山山に T 陰 容 便なる 12 るに 夜に は 方面 落ち 要するも 看守 困憊し逃者 1-頃 發見 di 入 8 8 當別 四 方 1: 中は 吏 繁茂 n 何 嚴密の 面 名は 一員を する n の警 配 b 暗 せ 置 兹 0

つて 追跡し 遁れ北に 中を出没 何者 のみなら 應せざる とを得ず て雨 n T せ 3 應援 へる 5 12 ず開 とし し來 0 0) 3 蹙 數十 する ををひひ 守 石 のより速に縛に就 b 自 1 3 12 12 間 こと敏捷 5 木に 紛れ るも 共に T 刀 b < 0 なるを認 威 兩 地 1= 縛に就 搜索 n 更 L L 域 T h せしも 襲擊 1= 守は て徑 て熊笹 を東 殊 とす 肯 走を續 1= L 8 せらる せ躍れ 開夜 心し前 _ 言 カコ 12 12 他 毫も より るも 寸 剩 h 奔 0 るより 益 長 12 3 V 3 t -面 N 氣を落 七尺の へ何 とを諭 して逮 反 > 逐 西 繁茂 看 12 多 9 .0 U 3 1= 守 なく 危 せる 15 H n 墓 追 1= から 姿を 地に 付 棍 まり L 捕 U 對 h 又南 if 方 あ 12 するこ 能 L 1: るを 之を を揮 横を か 出 笹 ~ 3 高 獄 3 鑿 3 取 3 整 衣 T 1= W)

に司 及 止のての役罪放伊げの ばざる 五年 8 豫 刑 重 b 0 T は 徵 3 內 减刑 あ 少からざるを以て濃 注 0) 役 數 h を奉する諸氏 濃 11 意人 +17 介に 一 數 吾人 霧 業 1 0 亦 物 年叉同 は なり て有 字掛 障 視察を嚴に 刑ある無賴 徒刑 弦に 害あ H. 罪 期 の勞苦 徒刑 諸氏の つ逃走 無期 5 處 たりと云ふ せら 家の霧 12 漢 徒 の多 たるも n 當 輕 健康を祈 H 減 せら は て第 大なるは るまで外役を差 逃 3 T 霧深 以 殆 走 なき最 h n 处 治 3 來 ---ど人 高 海 75 は 1 12 謀 至第 盗 期 戒 3 殺 0 0 地 カ 護 曲 罪 -未 Ŀ 1: ---懲 途 年 3 1-0

▲同監獄無期徒刑囚の逃走 ■日午前十一時 頃無期徒刑囚の逃走

長崎監獄片淵分監拘禁中の强盗傷人被告人 月 三十日 たる ▲片淵 曲 なる 分監被告人 から 報を 0) の逃走未 0 T 本 月 號 Hi. 1= H 未 明 道

監房

1=

移

し手錠 0 多

を施 少か

L

獨居せし

置

きた

硝

子

玉

嚙み時

k

高聲を放

つ等の行

爲

あ を破壊

りて在 9

--

迷惑

らざるを以て十日

至

他

0

頓

13

病を裝ひ

糞尿を弄び

同

日

T

捺せし

むる

H

あ

3

T

H

裁判所

の召

喚に依り訟庭

に入

るに 8

際し

手 3

したるより一層戒

護

上に注

意を

為たりし

から 錠を切 に十六

當日

ことを全て 守 3 務所南 足を蹴り看守の左耳上部 過傷を負は したる 醫務所 ぎたるを他 跡し拘置監と 初 五 かっ 0 Lt たり 診察を了へ一同診察 助は戒 面部を歐 を先に 西侧 より 助 3 しめ其機に 0 0 \$ 8 动 打 看守二 懲役監 逃走を企てたるを監 倒 土 四 し且 守の兩 一塀に n 月 なるが なりと右 H 二十八日 tz の長 十二地 午前十 突倒 の中 る看 接着せる板塀を攀ち 接 定中 乗じ初 足を取り不二 着 が直部に数ケ所の 3 所を立 0 間に在 し廣吉は倒 守 下に L 懲役 は 0 起上り追 T 一出でん 診察所 る土塀 不二 九 一十分頃他 逃走の事 藏醫 12 夫は n 3 とする 二名にて追 の打 たる 1 の小 跡して 助 引率 土 拳に 登らん へ廣吉 は も窃盗 走せん 0 看守の 撲傷 門を過 懲役八 や前 した 被告 取 擦 2 12 押 な

n

を付し 脱ぎ捨 に入ら h 取押 追跡 じは 0 被告人 裁判 て右 護 客 拘禁中の 也 送 馬車に 月 0 3 五名と 手錠 无. を距 際 H 入 て裁 裁判所 强盗傷人 口に於 を外 8 共に 判所 ---て逃走し より召 て前 同 1. 被告 の上 留 H 置場に送 午前 記 喚を受け 良 名 坂 九 たり 吉 島 時 H は 冏 良 突然下 6 頃 15 看守は即時 同 看 12 T 留 守 3 二に依 なく 駄を 置場

哈も同工 場南 財 戶 後 12 > 方 監獄 懲 出 監房 出 役 でん 時 1 上場内に在 二年 洲 過ぐる П 本分 とし の窓口 行き素早 1 N り脱 E 本分 點 頃 つうあり 置 橋長 拘 5 教 出 1 3 監 場より工 禁 72 L 1 中囚 監房 3 房内にあ の窃 郎(十六歳)は たるより其 0 0 裏面 盜 塲 を脱ぎ長 1= 文 徒は運 る長 1= 還り 至 混雜 b 衣 動 其 多 3 の為め 月 6 1= と着 取 收 使詐欺 72 十七日 容 出 8 UI し他 せら

名を引連 て逃走 なる 1 3 本人 查 檢を行ひたるに長次郎 作 12 12 業衣 四時 至ら 地を横 か 勿論 者あり 11 頃看 致 0 n 四 す 誨 各 脫 + I 3 井戸の在 守 所な 堂内 要所 捨 分頃 たるを知り上官に報 午前 瘍を出でたるより一時 塀より h したる 逃走 てあるを 天井 0 かり ~ なる場所に行 看守 0 看守が用 せり 石 曲 一人 Ĺ 五十 12 12 を配置 11 の不在を確 逃 12 伏し は 當 走の 攀ぢ 分頃 行きたる際 水 なり 汲 山 取 事 警戒 附 たる事と 告し 調 取 實 h べたるに 三十 運動 近 め は 0 0 を加 夫々 るに 即時 為 直 分間 查 前 8 15 塲 护 構內 A 記 N 發覺 T ~ 立 1. 13 同たる の如 を經 員 始 徒 出 出 H 0 0) 8 す T T

静し翌日

亦

平穏なるを以て却で逃走縊死等を演せ

ずやと思料

し他の監房

穏の言行を為したるも監獄に還りたる後は頗る沈檢事より懲役十二年の求刑を爲したるに激昻し不

たる後は顔

沈

せし

め

置

き嚴密に

戒護

十八日夜二時より二時三十分護せしむる事とせり然るに機

を見るに敏なる彼は十八日夜二時より二

で

0

間

13

於て逃走

至り

役監

し一看守は怪

しき音 するに

響を

監

▲熊谷分 監被 告人 0) 逃

> の看 務中なり 頃ま

し各房

がを檢查

せしめ

12 聞 たり

るに き拘置

始

走したるとを發見したるものに

T

段 逃 務 勤

床上

一尺

四寸に

n

3

を切 格子四

斷

T

鋭利なる鋸

を用て監房の柱

一寸五分角 走の方法

0 手 T 勤 (=

和 岡田善職と 監獄熊谷 0 なる 分監拘禁 にして行狀不良前科を包<u>職</u>し 月六日竊盗事件に依り入監し 中 の内 堀千 代 (吉)二十 四歲)

(八八)

一、年齢別で参考に変

者

資せん

に定

佐り本年四

月に

3

結果を左記の

四月月

四

七月

獨居拘禁者

雜居拘禁者

收監後調査したるに本人は四月二十四日横濱監獄たるを入監の際は上唇内側齒莖に包藏し監房に獨し切口には離巾を絞りたる液汁を擦付けて痕跡の間に於ける起床時掃除の際を利用し監房社を切の間に於ける起床時掃除の際を利用し監房社を切の間に於ける起床時掃除の際を利用し監房社を切いであると見澄し脱出逃走したり鋸は逃走後林中にであると見澄し脱出逃走したり鋸は逃走後林中にしたものと、これの場所を を育されるを見澄し脱出 選引 を育されるを見澄し脱出 選引 とと を育されたしたるに手早く何物かか されるを見澄し脱出 選引 分監を距る約三里の地利根川堤防 や追跡捜索したるも得る所なかり 門を捻ち開け 物は本 -たるを包 人の たるものなり 監裏手を廻りて高 0 (何物かを掌中に潜め 破技事に捨てたりと申 せるも のしが午前八時頃の逃走事實を知る がは鋭利なる。 外を徘徊 と肌 のなるを取 門との間 しつう に揚に

監房に在りたる膳より長七八寸の西洋釘を牧取り監房屋の框を削り屋の積板一枚を取外しま外した。監房屋の框を削り屋の積板一枚を取外し其外した。 加擔せざるのみならず全く車しものならんと尚同房者三人 しとの て上唇内側 起加さ擔 看守を派 の内にて 逃走せり分監 ものなる由 接せる山 鋸と異 本監計 n て吃驚したる體なりしと云 12 竪 八日午前六時四十分頃戒護者の隙を窺ひ落根分監拘禁中なりし竊盗被告人笹平徳 心し捜索 て最 捕するに ▲査根分監被告人の逃走 を あに至らざい越へ岐阜縣の 職員は直 初の 3 10 申立は 本を入れ 從事 者三人は毫も逃走の事實にと同じ(身體下部に包敷せと同じ(身體下部に包敷せとの事實にの表表の事實に に追跡し せしめ 智 5 事實を知らず しと ざ合 しも途 面より横 入りたる 心本監よりも看守長 に監房の扉 に意根の東南 あ 3

各 地

の事

13 0

三三世間

葉たより

亦重複するの嫌ひなしとせず然れるものにありては前件の不備を補を付める。 便あるも は 後者に據り 或 は 毎六ヶ月 -毎に前檢 般の概 15 概要時に於ける。 被登時に於ける。 達 百 生するに従ひ個人に振る健康が る成績 ト国難あり又一定の成績に對比するの 礼 補ふ 定期數日前入 ~ に就て施す時 しと雖とも は毎三ケ 監す 定の 於

五十歲以上 五十歲未 四十歲未滿 三十歲未滿 廿五歲未滿 業 業別 女男 女男

一三 七 一大人の一つ 一大人の一つ 一大人の一つ 一十大人の一つ 一十大人の一つ 一十大人の一つ 二、0九二、七10 三六七五、四七〇 OF - 10 四一〇七六〇 一八七一〇四九〇 一八七一〇四九〇 一八七二〇四九〇 總體量 三三三體 均二三三元 章量人 00年三日 三二、五 三三天 三五日 三三元七十 三四元 三二九公

(四八)

するに其結果次の如し に於けるもの獨居拘禁者の本年一月のものに比較今之を前期の檢查即ち雜居拘禁者の四十三年十月 十 十 十 十 五 上歲 滿歲 滿歲 滿歲 第三、雜居拘禁者 年齡別 女男女男女男女男女男女男

地

月平均體量 三、四九〇五一 三、五 月四

本十 三五三 均四年通 五增結

果

藏 四 果

通

載する克はざるを遺憾なりとす に於てこれが細別を為さいりし 第四、獨居拘禁者 を以て此項記

元品二二六吴克

八一、0四五、100 九二五五0 九二五五0 二二六、三元0 二二六、三元0 二二五五、六三0

未五 未四 十五歳 役業別 年齡別 女男 姓 女男 一人 月 平均 型牛度 人ノー型や度 三元00 二、大九五 二、元 一人人是體量 人四四 八月平均屋 三、五天五 11年11日 三、岩 三大〇〇 回,回00 一、元立 九七九 老芸 三0四

掃 炊 浴鍛左靴大捣棕 梠緒眞行 梳 芯田李 役 夫冶官工工工繩 女男 女男 女男 女男 女男 男 男 男男男男男男 男 男

一九九二10 「三代べる」 一、大七八、九〇〇 四六九、二九〇 一、三天、九三〇 中00、大三0 三八六六〇 六二,000 [四]110 三八〇八〇 大五、二三〇 四二八 000 1111 三三八〇 三四五 一三、五二〇 四、0三天 四川川川 四、100 三、衣兰 一四、八七七 二二、八四六 四三二 三、四公元

二十歲未滿 廿五歲未滿 三十歲未滿 五十歲未滿 四十歲未滿 五十歲以上 獨居拘禁者 作業別 女男 女男 女男 A 元四四六二三 四五三七

大艺元、六三0 三三四次三〇 克克·八克0 交次的0 五四八三00 五、八二 一类心心 至、九00 の平 三世 三三體均 1111100 三、九九五 三、六〇〇 三、四、七九七 三三三六

0) は

餘名あ

h

て非常に

カラ

如何

なる

か

を推

知

寸

るに餘

あり

H

氏を

ると

らさ

3

を問

檢査し れずと 只だ離居拘禁者の年齢別 禁者役業別に 其他にありては悉く 役夫にありて體量の の概表 結 たるものに 雖も亦以て其 撚 編 役 なたる関 1 男 女 於て女子の補綴男子の 1 あらざれ 一五七二六 二九二〇 11,400 二、玉〇 三三三三 h 增加 一般を窺知するに足らん 減少を認 前 1-0 ば正 1= 於て女子に 三、三元 於 二二四五〇 一三、一七五 五四九 三三三 むるに過き 成 鵠を欠く ける受刑 に績を得 一、公金 下財 たり の議を発 者 表及び雜 す 二九二 小门, 獨居拘 12 就き 7)

僚友の せられしのみならず躬自ら就身的儀表を以 移轉前多年 警視廳監獄書記氣看 徳性涵養努め 極監獄に在 らるを以 守長濱 職熱誠忠質に Ш て今尚同 辰四郎 氏は 監職 斯業に盡 侗 て任し 廊に 婚

弔法要を舉行 氏の忌日に高 木牌を安置 院恭德英智居士なる同氏 任官 正啓氏を始めとし當地裁判所縣 参りまります。 を表する。 をまする。 をまる。 をまする。 をまする。 をまる。 をもる。 をも。 をも。 をもる。 をもる。 をもる。 をも。 をも。 をもる。 をもる。 をも。 をも。 をもる。 を。 の上 高松監獄職員有志者 治三十三年一月 を排列し と称して撮影したる肖像を掲げたり 「拜者一司所引きて、 機能したるも一年前十時第一報鐘により來賓其り、 機能したるも一年前十時第一報鐘により來賓其り、 と想像でもる。年前十時第一報鐘により來賓其り、 と想像でもる。年前十時第一報鐘により來賓其り。 0) 弁に 六氏發起人となり本 經動行 他 尚其前面に 同新聞記者等着席し藤井敷 し其左 の來賓にして濱田氏 の法服を着して自ら獨居監訪 せり當 0) 一日拜賀式後に於て看守長の正 6 別院詰僧侶多田義順氏に 右及前 日該別院 に於て發起人總 より供 町本 濱田氏が高松監獄在勤中明 面には の法名を掲げたる大 派木 の各看守長及小 へられ 正前 0 巢鳴監獄典獄藤澤 と舊変ある者対に 廳等の高等官及判 の檀 一寺別院 3 たる夥しき供物 H 代及來賓 1= 於て追 則ち同 比賀数 は 師なり 俊照 なる 裴

他は 太氏元九 地方 太郎氏看守にして 勝產氏元看守長三 るを応るゝ 等の何 のみに 居り 8 -裁判所 胸襟を披いて故 畑運 ものに 龜監獄支署長に 3 方より 實况 て其數 多年高松 部長判事 あり後 8 し別室に 濱 なりし當日來賓の重なる して現今退職 田氏生前唇 現丸龜區裁判所 崎健藏氏同 三十餘名遠きは 友部信 於 監獄に奉 人の逸話懷舊談 T A 茶菓 守長 たる者 L て現香 勝氏 知 0) 0 0 元 0 職 橋勇太氏同宮宇 諸氏 饗應 1001 縣 1: 111 書記荒木繁太郎 衞 を始 那會 生課 に時間 あり 里 を受け 波 5 を隔 0) b 議員 長高 者 めとし其 T るに 式を撤 て放 つる丸 導に浴 の過ぐ 縣衛 地嘉 旅本 高松 氏等 畑運 總 居る 何

> 長 0) 祭 文は 左 0) 如

々今や 後余の熊本より警視廳に 其比を見す適々監獄改築の祭あり事念にして繁劇を極む其間能 情なる会老諭斯職に在りて常に君を徳ふの情報だ切なり為見刻 の造詣と抱負とは共に將 二監の護ふ所となり忽焉として逝く可惜哉君年蘭術壯殊に斯道 して警視廳鍛冶橋監獄第一課長に推す赴任幾于もなくして不幸 く余か補翼し孜 一課長の要職に座せるの時なりき君性真摯誠實職務の清勵多く 嗚呼君逝て十年音容猶日睫に在り を得ざる へざるも 君の為めに十年祭を執行せんとするな聞き今昔 を依て、途に のあり 々として密まず其功績の偉真に敬服するに堪ゆ 無解か 來に襲望せる處なりしか鳴呼天何ぞ無 轉するや施設多く君の手腕に俟たんと 捧げ 河遠く隔りて親しく其式に 以て君が鑑る 祭る 尚くは之か變 は常時監獄第 と相識れる の感に塩 列

治四十四年五月七日

聯

澤

E

屋島 0 山 钱 (寺島第二課長祭文の要領) 4 秀で香川の水混 題夜を含めず + 年

依然たり 郎君十周年の祭典を舉行するに際と稽首再非議て君が英驤に告今並明治四十四年五月七日故警視廳監獄書記榮看守長濱田長四

君は高知藩士濱田正吉氏の男安政六年十月十日高知市片町に生 稱す年未窮冠報國の志を抱き郷閥を出て甫めて明治十四年本縣 す居常不撓不屈の四字を楣間に掲げ自ら雅號を不撓不屈居士と る性質堅忍不拔風丰駐偉而も慈愛の情に富み且つ細事な忽に 縣を設けらるトヤ二十二年一月復任し香川縣看守副長より監獄 下に來り職を丸龜監獄署に奉じ十六年三月松山監獄に轉じ香川 初め君の丸龜監獄署に就職の時に當り我國監獄事業に輸混祀た 五年五月七日溢焉として遠逝せらる亨年四十一歳嗚呼悲い哉 獄事に盡し大に期する所ありしに未幾許ならずして翌明治三十 十四年十二月警視廳へ榮轉せられ同廳監獄第一課長として力を 選ばれて練習生となり日夜研鑽意らず翌年業を卒へて歸任し三 獄官練習所を開設し人材を養成するの學あり二十三年十月乃ち 督記級看守長に昇任 れるは君の効績の偉大なりと謂ふべし明治廿七年典獄藤澤正啓 我監獄事業は着々改善の緒に就き全く舊時の面目を改むるに至 的儀表となり部下東側の徳性脳養に努めたり玆に於てか始めて は蓋此時にありとす爾來孜々として拮据奮勵し其研鑽したる新 為め終生斯業の改良に盡瘁せざるべからざるを深く認識したる しも實際其行刑の内容に就ては未た改善を認め得ざりしを以て 氏の着任あるや擢んでられて第一課長に任ぜられしが越へて同 か堅忍不拔の氣質は並に發揮して轉た邦家の爲め將た人道の の時代なりき偶々刑法は総を佛國に則りたるもの施行せられ 規律檢束戒護各般の整理改善に努め躬ら献身 したり時恰も獄務改善に急にして政府は監

るの効與つて大に力あり且慈愛の情に富みたる君は監獄内に於 導宜しきを得たるは論を待たざるも亦君が補弼の任を完ふした して些の汚點を留めずして其竣成を告げしめたるは良典獄の指 材料の購買工事の資格に至る這他の各主營課長と共に同心協力 廿九年我高松監獄の改築に當り土地の買收より囚人の出役建築 の典獄高木光久氏を弱けて君の力大に與かれる事明なり 保育しつゝある讃岐學園の前身にして其設立に就ては蓋し當時 こそ質に現今當市二番丁に於て無告可憐なるの変兒孤兒を收容 會を創立して之を引取り保育とべき機關を設けたり斯の保育會 からざるな憂へ明治三十二年八月僚友の醵金を以て監外に保育 て女囚の携養する嬰兒の多數が營養不及の爲め鬼籍に登る者數 献身的邀捧したるの功績は十年を經過する今日猶像の君を師義 となるは天道是耶非耶然りと雖も君か多年我高松監獄の改善に 嗚呼君や猶春秋に富み而も前途有為の才を抱ひて遂に不歸の客 島の由我々として秀て香川の水混々として豊夜を含めざるに等 て君の意を慰するに足らんか希くは君が不撓不屈の英猿は猶屋 教務の事業の如き日に月に發達し改善を効を奏しつくあり聊以 として敬墓措からざる所以なり加之監獄專業出獄人の保護感化 しく以て千百年に及ばん非薄の筽英頻髣髴として來り尚雲よ

叙 任 及 辭 令

山口監獄詰を命す 山口監獄岩國分監長を命す 京都監獄詰を命す 岡山監獄詰を命す 依顧免本官 給九級俸 任看守長月俸二十二四給與 奈良監獄詰を命す 依願免本官 給五級俸 任看守長給九級俸 文官分限合第一條第一號第四號に依り休職を命す 長崎監獄片淵分監詰を命す 長崎監獄厳原分監長を命す 給九級俸 (岩國分監長) 原分監長 (名古屋) (田田) (片淵) (岡山) (青森) (京都) (高知) 〈長野〉 看守長 (大阪) (長野) 看守長 看守長 看守長 看一号 看守長 看守長 看守長 看守長 看守長 看守 看守 室 郡 井 吉 须 富 石 曲 矢 司 髓 忠 谷 M 藤善 耳 島土太 J. 儀兵 学 倉 -未 13 蜂 金 I 次 = -平 Ŧ 吉 郎 万 郎 静岡監獄詰を命す 山形監獄詰を命す 七級俸下賜

任典獄殺高等官七等 鳥取監獄詰を命す 松山監獄詰を命す 松山監獄西條分監長を命す 陞級高等官六等 五級俸下賜 松江監獄詰を命す 任看守長給十一級俸 任看守長給十一級俸 文官分限合第一條第一項第四號に依り休職を命す (四條分監長) 監獄通譯級司法屬 (松山) (松江) (鳥取) (盛岡) (瞬間) (盛岡) (盛間) 看守長 看守長 看守長 看守長 看守县 典獄 看守 松 吉 佐 富 佐 田 村 本 尾 B 政 善 實之助 太 順 信 次 次 吉 郎 保 明郎 III

本

會

10

事

(山形)

典獄

伊

集

院

膨

1

理

會

報告的談話を為せり 本月十四日本會に於て理事會を開き退職者死亡者 金員贈典の件其他二三議事を了へ建築の經過等

(九八)

依顧免本官 依願免本官

(名古屋)

看守長

淮

谷

給五級俸

(和歌山)

看守長

(横濱)

難

能

門英

平三

依願免本官

波多野男爵東宮大夫に

任せられたるに依り貴族院議本會名譽會員男僧波多野敬直 任せらる 員君 のは今 鮮任を中 出でた

0

豫て鐵道院へ賣渡契約濟なりしが愈本川五 新築會場へ運び移轉を終り 右に付き前號所報の通り 事務を執れり仍て今後何事に限ら 物とも双方立會の上授受を了へたり 地たる司法省構內監獄協會へ申 へ送付せらる > III 町五 丁目三十番地 會費は左の通り御取扱を乞ふ 監獄協督 理事 h 小込あり 応本川五日土地 より同所にて 築會場 簿類 正啓 全部 の所

會員の異動通知

振

込局名

司法省內

子計を判せ青のり證檢ず雲 立放明事實の 身逸し辯際難 禁を以護に關 達矯て士馳立 をめ受試せ身

勿周る業論本

振替口座 東京 は者て委述試 七町 速の飛員し験 一志を實つ拔 を功て談等験 備を懶を學若 右た責て學登 のるめ本試用

資もて書驗試 鑑の奮に中殿 3 りをぶ教受 し故奬る員 め所檢る ム受粗の定心

> 當去痛醫關 人り切術し

前外交官領事官文官高等試驗委員東京帝國大學法科大學教授 開 業 試 論 大 高 大 高 大 藥學等學 師醫師女 師督能科 殿部校學 員教教教

臀前 東東

術帝京京

定價並製金七十 上製金八十錢

通 のなれ 知 0 付の遅延を來す等 加ありた ば御通 知漏 あるときは雑誌の過不足を生 其数に基き雑誌を配 相互の手数を要すれ 付する

	方附送費會		
	局振名込	宛名	番肩地書
賣 印 東京市 4 5 5 5 市 四 谷 5 5 市 四 谷 5 5 市 四 谷 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	明治四十四年六月二十日發行司 法 省 構 內 郵 便 局	監獄協會理事 藤澤 正 啓	壹番地